

令和7年 第2回定例会

南種子町議会会議録

令和 7年 6月 12日 開会

令和 7年 6月 20日 閉会

南種子町議会

令和7年第2回南種子町議会定例会目次

第1号（6月12日）（木曜日）

1. 開 会	5
1. 開 議	5
1. 日程第1 会議録署名議員の指名	5
1. 日程第2 会期の決定	5
1. 日程第3 議長書報告	5
1. 日程第4 町長行政報告	5
1. 日程第5 提案理由の説明	10
町長説明	10
1. 日程第6 一般質問	11
4番 福島照男議員	11
1. 稼げる離島農業を作るための成長戦略	
2. 南海トラフ地震・津波への備え	
1. 休 憇	29
8番 上園和信議員	29
1. 町立小中学校の学習用「デジタル教科書」導入について	
2. 学校給食における食物アレルギー等対応について	
3. 地域医療の充実対策について	
1. 休 憇	44
4番 濱田一徳議員	44
1. 防犯、防災対策	
2. 集落の道路清掃等への手助け	
3. 体験型観光取組の成果はどうか	
1. 日程第7 報告第1号 令和6年度南種子町繰越明許費繰越 計算書	59
総務課長説明	59
1. 日程第8 報告第2号 令和6年度南種子町事故繰越し繰越 計算書	59
総務課長説明	59
1. 日程第9 報告第3号 令和6年度南種子町継続費繰越計算 書	60
総務課長説明	60

1. 日程第10 報告第4号 令和6年度南種子町水道事業会計繰 越計算書	60
建設課長説明	60
1. 休　憩	61
1. 日程第11 同意第2号 南種子町農業委員会委員の任命について	61
町長説明	61
質疑	61
討論	61
採決	61
1. 日程第12 請願陳情委員会付託	63
1. 散　会	63

第2号（6月20日）（金曜日）

1. 開　議	66
1. 日程第1 提案理由の説明	66
町長説明	66
1. 日程第2 議案第36号 報酬及び費用弁償等に関する条例の 一部を改正する条例制定について	67
総務課長説明	67
質疑	67
討論	67
採決	68
1. 日程第3 議案第37号 南種子町職員等の旅費に関する条例 の一部を改正する条例制定について	68
総務課長説明	68
質疑	68
9番　濱田一徳議員	68
討論	70
採決	70
1. 日程第4 議案第38号 工事請負契約について	70
社会教育課長説明	70
質疑	71
8番　上園　和信議員	71
6番　柳田　博議員	73

9番 濱田一徳議員	73
4番 福島 照男議員	75
休憩	76
討論	76
9番 濱田一徳議員	76
8番 上園 和信議員	77
採決	78
1. 日程第5 議案第39号 令和7年度南種子町一般会計補正予算（第2号）	78
総務課長説明	78
質疑	79
4番 福島 照男議員	79
6番 柳田 博議員	81
8番 上園 和信議員	81
9番 濱田一徳議員	84
4番 福島 照男議員	85
討論	86
採決	86
1. 日程第6 委員長報告（総務文教委員会・陳情審査）	86
総務文教委員長報告	86
質疑	88
討論	88
採決	88
討論	89
採決	89
1. 日程第7 発委第3号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善、義務教育費国庫負担制度の負担率の引上げをはかるための、2026年度政府予算に係る意見書の提出について	89
総務文教委員長説明	89
質疑	90
討論	90
採決	90

1. 日程第8 発委第4号 カリキュラム・オーバーロードの改善を求める意見書の提出について	90
総務文教委員長説明	91
質疑	91
8番 上園和信議員	91
討論	92
採決	92
1. 日程第9 閉会中の継続調査審査の申し出	92
1. 日程第10 議員派遣	92
1. 閉　　会	93

令和7年第2回南種子町議会定例会会期日程

6月12日開会～6月20日閉会 会期9日間

月	日	曜	日 程	備 考
6	12	木	本 会 議 (開 会)	1. 議長諸報告 2. 町長行政報告 3. 提案理由の説明 4. 一般質問（3名） 5. 議案審議 （1）報告 2件（報告第1号～第4号） （2）人事 1件（同意第2号） 6. 請願陳情委員会付託
	13	金	委 員 会	総務文教委員会（陳情審査）
	14	（土）	休 会	（休 日）
	15	（日）	休 会	（休 日）
	16	月	休 会	
	17	火	休 会	
	18	水	休 会	
	19	木	休 会	

	20	金	本会議 (閉会)	1. 提案理由の説明 2. 議案審議 (1)条例 2件 (議案第36・37号) (2)事件 1件 (議案第38号) (3)予算 1件 (議案第39号) 3. 委員長報告 (総務文教委員会・陳情審査) 4. 発委 2件 (発委第3・4号) 5. 閉会中継続審査・調査 (所管事務調査) 6. 議員派遣
			委員会	

令和 7 年第 2 回南種子町議会定例会

第 1 日

令和 7 年 6 月 12 日

令和7年第2回南種子町議会定例会会議録

令和7年6月12日（木曜日） 午前10時開議

1. 議事日程（第1号）

- 開会の宣告
- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議長諸報告
- 日程第4 町長行政報告
- 日程第5 提案理由の説明
- 日程第6 一般質問
- 日程第7 報告第1号 令和6年度南種子町繰越明許費繰越計算書
- 日程第8 報告第2号 令和6年度南種子町事故繰越し繰越計算書
- 日程第9 報告第3号 令和6年度南種子町継続費繰越計算書
- 日程第10 報告第4号 令和6年度南種子町水道事業会計予算繰越計算書
- 日程第11 同意第2号 南種子町農業委員会委員の任命について
- 日程第12 請願陳情委員付託

2. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり

3. 出席議員（9名）

1番	川内田 行 博	議員	2番	野 首 久 教	議員
3番	平 畠 強	議員	4番	福 島 照 男	議員
6番	柳 田 博	議員	7番	大 崎 照 男	議員
8番	上 園 和 信	議員	9番	濱 田 一 徳	議員
10番	塩 釜 俊 朗	議員			

4. 欠席議員（1名）

5番 名 越 多喜子 議員

5. 出席事務局職員

局 長 西 村 一 広 書 記 河 野 彰 子
書 記 吉 本 利 江

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の職氏名

職　　名	氏　　名	職　　名	氏　　名
町　　長	小　園　裕　康	副　町　長	小　脇　隆　則
教　育　長	菊　永　俊　郎	総務課長兼 選挙管理委員会 事務局長	木　田　美　幸
会計管理者 兼会計課長	河　野　和　昭	企画課長	立　石　勝　行
くらし保健課長	外　園　幸　喜	福祉事務所長	岩　元　浩　美
税　務　課　長	小　川　浩　輝	総合農政課長	山　田　直　樹
建　設　課　長	河　野　容　規	保　育　園　長	鮫　島　幸　紀
教育委員会管理課長兼 給食センター所長	立　石　拓　也	教育委員会 社会教育課長	濱　田　伸　一
農業委員会 事務局長	才　川　いづみ		

△ 開 会 午前10時00分

開 議

○議長（塩釜俊朗議員） ただいまから、令和7年第Ⅱ回南種子町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元の日程表のとおりであります。

質疑については、議会会議規則及び議員申合せ事項などルールを厳守して、お願いをいたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（塩釜俊朗議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、6番、柳田 博議員、7番、大崎照男議員を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（塩釜俊朗議員） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日6月12日から6月20日までの9日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗議員） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日6月12日から6月20日までの9日間に決定しました。

日程第3 議長諸報告

○議長（塩釜俊朗議員） 日程第3、議長諸報告を行います。

令和7年第1回定例会以後に開催されました各種行事・業務及び動静については、お手元に配付している議長報告書のとおりであります。

内容等については、毎月開催の全員協議会において説明しているとおりであります。詳しい資料は事務局にあります。次に、監査結果報告書であります。令和7年2月から令和7年4月分までを配布しております。

以上で、議長諸報告を終わります。

日程第4 町長行政報告

○議長（塩釜俊朗議員） 日程第4、行政報告を行います。町長。

○町長 それでは、行政報告 2 件について申し上げます。

1 件目は病院の運営についてでございます。まず、現在の状況をご報告をいたします。

令和 7 年第 1 回議会定例会の行政報告でも、令和 6 年度の公立種子島病院の事業決算見込みについて、大変厳しい状況であることは、ご説明を申し上げておりましたが、決算額が確定いたしましたので、ご報告をいたします。

令和 6 年度は最終的に 2 億 3,745 万 8,963 円の経常損失赤字となつたところでございます。

赤字となつた要因につきましては、これまで申し上げて参りましたとおりでありますと、常勤医師不足により入院患者数に制限をかけていることや、救急患者の受け入れ停止のほか、新型コロナ関連の交付金の廃止や人件費の増加及び物価高騰に伴う経費の増などによるものでございます。

この令和 6 年度の決算額を基にした試算によりますと、令和 7 年度は 1 ヶ月当たり平均で約 2,800 万円ずつの赤字が増えていくことになります。

また、医師につきましては、現在、野田院長と荒井医師の 2 名に加え、必要時に週替わりで非常勤の外来対応医師を募集をしながら何とか運営をしている状況であり、現状において新たな医師確保の目途もたっていないことから、このまま病院を経営するというのは、もう限界の状態にきているということでございます。

早急に何とかしなければならないという状況を病院組合議員の皆様にもご理解をいただき、2 月 25 日に開催をされました病院議会定例会において、公立種子島病院組合公の施設の指定管理者の指定の手続き等に関する条例の制定と併せて公立種子島病院組合病院事業運営について、医療法人德州会と病院事業改革の準備に向けた協議を進めていくことについてもご同意をいただいたところでありますので、その後の病院改革に向けた取り組み状況等についてご報告をいたします。

2 月 25 日の条例制定に併せて、同日付で「公立種子島病院組合公の施設の指定管理者の指定の手続き等に関する条例施行規則」と、「公立種子島病院指定管理者選定委員会設置要綱」を施行をいたしております。

この指定管理者選定委員会は、委員長に副管理者である南種子町の副町長、委員として、南種子町・中種子町の総務課長及び両町の主管課長の計 5 名の委員構成となっております。

その指定管理者選定委員会において、第 1 回の委員会を令和 7 年 4 月 28 日に開催をいたしております。

ここで、「指定管理者制度に係る基本方針について」と、「指定管理者候補者の選定について」の協議がなされたとの報告を受けております。その後、第 2 回の委

員会を5月2日に開催をし、「公立種子島病院組合指定管理者制度に係る基本方針」として、『これまで種子島南部医療圏において、地域の医療を十分理解し、貢献いただいた法人から施設設置の目的に最も効果的かつ安定的に達成できると認められる法人に限定をするため、非公募による選考方式を採用すること。』が決定をされました。

そして、「指定管理者の候補者の選定」では、『令和6年3月に策定をいたしております、「公立種子島病院経営強化プラン」との整合性を重視したうえで、医療法人徳州会を委員全会一致で候補者として決定をした。』との報告を受けたところでございました。

この経営強化プランとは、令和4年3月29日付で総務省より「公立病院経営強化ガイドライン」が示されておりまして、全国の公立病院に対し、令和5年度末までに経営強化プランの策定が義務づけられておったところでございます。経営強化プランの策定にあたりましては、素案作成後に、県の市町村課へ送付をいたしまして、県の医療・福祉関係各課からの助言内容をプランに反映させたうえで、保健医療圏地域医療構想調整会議での協議と議会への報告が必須となっており、その全ての課程を経て、強化経営強化プランとして承認をされるものとなっております。

故徳永前院長時代の令和6年3月に策定をいたした公立種子島病院経営改革プランでは、「種子島南部地域の中核病院として中種子町の野間地区以南の南部医療圏の回復期の医療を中心としながらも急性期から慢性期までの医療を担っていくこと。」また、「24時間救急医療体制を維持し、夜間休日の医療を提供するなど不採算となる医療を担い公立病院としての役割を果たしていくこと。」が明記をされております。併せて、病床機能については変化しながらも60床を維持をしていく計画となっているところでございます。

この計画は、当然のことながら令和6年2月13日に開催をされました第14回熊毛保健医療圏地域医療構想調整会議で協議をしていただき、承認を得ておりますが、その調整会議の委員は、熊毛の医師会・歯科医師会・薬剤師会・看護協会の各会長の外、種子島医療センター・公立種子島病院・屋久島徳洲会病院の各院長、熊毛1市3町の首長及び熊毛支庁の保健福祉環境部長や保健所長など17名の委員構成となっております。

つまり、この委員の方々からも公立種子島病院は、今後も急性期や回復期も含めて60床でいく事の承認をいただいているということでございます。

また、病院議会につきましては、令和6年2月29日に開催されました公立種子島病院組合議会全員協議会で御説明を申し上げさせていただいているところでございます。

なお、第2回の選定委員会では、併せて、指定管理者募集要領の内容についても協議をし、要領を決定したとの報告がありましたので、その要領を基に、令和7年5月7日付で、医療法人德州会に対し、指定管理者指定関係書類を提出をいただくよう通知をしたところでございまして、令和7年5月30日付けで申請書を受理をしたところでございます。

受理いたしました申請関係書類を基に、令和7年6月3日に開催をされました第3回指定管理者選定委員会において審査が行われておりまして、各委員の採点表を集計をいたしました結果、総得点が基準点を超えておりましたため、指定管理者候補者として選定をしたとの報告がございましたので、選定委員会からの結果報告をもとに、令和7年6月10日先々日でありますけれども、開催をされました令和7年第1回公立種子島病院組合議会臨時会に「公立種子島病院の指定管理者の指定について」の議案を上程をいたしました。1名の議員の反対はございましたが、議員各位のご理解をいただき、可決をしていただきましたので、医療法人德州会を指定管理者とすることが正式に決定をしたところでございます。

今後は、公立種子島病院組合と医療法人德州会の両者間で、管理内容や条件等についての詳細協議を行ったうえで、協定書を締結をし、令和7年10月1日からの指定管理者制度による指定管理の開始を予定をしておるところでございます。

繰り返しになりますが、南種子町・中種子町両町の課長など計5名で構成をされている指定管理者選定委員会の各委員が、3回の委員会で、真剣にいろいろな議論を重ね、各委員がそれぞれ責任を持って判断をされ、最終的に全会一致で決定をしたとの報告を受けたものでございます。

そして、この指定管理者選定委員会からの報告をもとに、6月10日の公立種子島病院組合議会臨時会に上程をいたしました議案でありますから、私も各委員の責任ある判断に敬意を表し、決定をされた事項を尊重をしたものでございます。

そうした重要な議案でありますとおり、1名の議員の反対をありましたが、多数の議員の賛同により議決をしていただきましたので、私も今後政治生命をかけて、この件をしっかりと進めさせて参りたいと思います。

最後に、経営状況的に令和7年度は1ヶ月当たり約2,800万円ずつ赤字が増えしていくことに加え、2名のうちの荒井医師につきましては、9月末までの契約となつております、更には野田院長につきましても、昨年の9月の段階で、令和7年3月末の退職予定で就職活動をしていたとのことでありましたが、その後、前院長のご逝去に伴い、当院の状況が変わったためこの時期まで院長としてご勤務していただいておりましたが、唯一、取り下げが受け入れられなかった海外での勤務が決定をいたしました。そのために、8月初旬の勤務をもって退職をしたいとの申し出が、先月

末にございました。

野田先生には、数年間にわたりこの病院のためにご尽力をいただき、また、患者様をはじめ、地域の方々や職員からも慕われている先生でございますので、何とかお引止めをしたいところでございましたが、そういたしますと、今後、その病院での勤務を希望する日本人医師にも影響が出てくる可能性があるとの事でありましたので、慰留を断念したところでございました。

野田院長の新天地での更なるご活躍をお祈りを申し上げますとともに、帰国後は是非、また当院でご勤務いただければありがたいなと思っているところでございます。

このような状況の中、現在また不穏な動きがあります。皆様もご承知のとおり、以前は、当時の鹿児島大学医局所属の病院長を解任をするという出来事がございました。

当時は、病院議会や南種子町議会、そしてブログなどにより、この病院を政争の具材とした議員・町民も巻き込んでの攻撃など、このことが今もなお大きく影響を及ぼしていると思います。

さらに現在も、公の政党名を使って街宣をするなどの動きがございます。

また、以前のようなあやまちを繰り返そうとする信じられない動きであります、私といたしましては、両町民の皆様には、しっかり真実をお伝えし、ご理解をいただきたいと思うところでございます。

このように、当院は一刻の猶予もない状況であり、仮に常勤医師が不在となつた場合については、病院を開設することができなくなるなどの危機的状況を踏まえますと、過密なスケジュールではございますが、両町民が望む病院を存続をしていくということが最も重要なことでありますので、議員各位におかれましても、現状を十分ご理解のうえ、ご協力をお願いを申し上げます。

以上、病院に関するご報告を終わります。

次に、報告の2件目であります、令和6年度産サトウキビの生産状況について、種子島全体の栽培面積は、2,338ヘクタール、前年対比101%で、製糖工場の受入期間は12月3日から5月13日までの134日間となり、種子島全体の生産量は、16万1,284トン、前年比114%でございました。

生育状況につきましては、春先から天候に恵まれ平年並みで推移をいたしておりましたが、8月に襲来をいたしました台風10号により、葉部裂傷や折損等がみられ、一部成長が停滞し、生育の遅れが見られたところであります。

種子島管内の平均反収は6,898キロ、前年比113%で前年度を上回りましたが、品質面において平均糖度は12.69度と基準糖度帯を下回る結果となったところでご

ざいます。

本町の生産状況は、栽培者 169 戸で 470 ヘクタールの栽培に取り組み平均単収は 6,298 キロ、平均糖度は、12.49 度で、管内同様、基準糖度を確保することができませんでした。

トン当たりの平均価格は、原料代 6,760 円、交付金 1 万 5,723 円を合わせて、2 万 2,483 円で、10 アール当たりの生産額は 14 万 1,598 円、本町のサトウキビ生産額は 6 億 6,479 万 4,000 円となり、前年度を約 9,100 万円上回ることとなりました。

生産回復の要因は、77%を占める「はるのとうぎ」において、令和 5 年度産と比較をしますと、高温によりサビ病の発生が抑えられたことが要因ではないかと考えられるところであります。

サトウキビは、土地利用型作物で本町を支える重要な作物であります。

しかしながら、高齢化などにより生産者は減少し、収穫作業をする組織も後継者不足など、担い手の育成が必要だと認識をしております。

今後更にサトウキビ生産振興を図るため、堆肥や土壤改良資材を活用した地力増進対策、それから肥培管理・病害虫対策など、国のサトウキビ生産性向上緊急支援事業などをフルに活用をしながら、持続的に栽培できるよう各施策を講じ、関係機関一体となった取り組みで農業所得向上を図って参らなければならないと考えます。同時に担い手対策も検討をして参りたいと存じます。

以上、御報告を申し上げます。

○議長（塩釜俊朗議員） これで行政報告を終わります。

日程第 5 提案理由の説明

○議長（塩釜俊朗議員） 日程第 5、町長提出の報告第 1 号から報告第 4 号、同意第 2 号の計 5 件を一括上程します。提案理由の説明を求めます。町長。

〔小園裕康町長登壇〕

○町長 提案理由についてご説明を申し上げます。

今期定期会に提案をいたしました案件は、報告案件 4 件、人事案件 1 件の計 5 件でございます。

それでは、報告案件から順次、要約して御説明を申し上げます。

報告第 1 号は、令和 6 年度南種子町繰越明許費繰越計算書でございます。

これは、物価高騰対策支援給付金事業ほか 10 件の事業でございまして、繰越額の確定に伴う報告でございます。

報告第 2 号は、令和 6 年度南種子町事故繰越し繰越計算書でございます。

これは、種子島宇宙学校プロジェクト拠点施設整備事業でございまして、繰越額の確定に伴う報告でございます。

報告第3号は、令和6年度南種子町継続費繰越計算書でございます。

これは茎南小校舎建設事業でございまして、繰越額の確定に伴う報告でございます。

報告第4号は、令和6年度南種子町水道事業会計予算繰越計算書でございます。

これは、令和6年度水道管路緊急改善事業ほか1件の事業でございまして、繰越額の確定に伴う報告でございます。

次に、人事案件について御説明を申し上げます。

同意第2号は、南種子町農業委員会委員の任命についてでございまして、欠員が生じましたので新たに任命をするものでございます。

今期定例会に提案をしております案件は、以上5件でございますが、このほか追加議案といたしまして、条例案件2件、事件案件1件、予算案件1件を予定をいたしております。

以上、議案の説明を終わりますが、各議案の詳細につきましては、議案審議の折に、担当課長から説明申し上げますので、よろしくご審議方お願い申し上げます。

○議長（塩釜俊朗議員） これで提案理由の説明を終わります。

日程第6 一般質問

○議長（塩釜俊朗議員） 日程第6、一般質問を行います。

質問の順番、内容については、お配りしております一般質問通告書により行います。

それでは、順番に発言を許します。

はじめに、福島照男議員。

[福島照男議員登壇]

○4番（福島照男議員） それでは皆さん、おはようございます。

トップバッターということでございますが、今回、若干ボリュームが多い質問内容となっておりますので、早速、質疑の方に入らせていただきます。

今回は、稼げる離島農業への成長戦略ということで、儲かる農業には夢も希望も膨らむと。いう題名をつけてですね、質問をいたしております。

令和の米騒動と言われるこの米不足と価格の高騰が、連日マスコミで報道されていますが、起こるべくして起こった現象ではないかと捉えております。

多くの水田を有する本町においてでも、店頭に米が無いという事態も発生し、町民には大きな不安が漂っております。直近では備蓄米の放出が話題となっていると

ころです。

前農水大臣の口からは、驚くべき発言が発せられ急遽、大臣の交代劇となりましたが、我が国の農業政策の危うさが露呈した事態と感じています。

日本の食料自給率は、カロリーベースで38%しかありません。産業の工業化で経済を豊かにし、食料は海外から安く仕入れてくれればよかった時代から、状況は大きく変わり、食料自給率の向上が必要と言われるようになってきましたが、いまだに国の農業政策は後回しにされ、儲からない農業は高齢化による著しい人口減少と後継者不足が顕著となっております。

先進国の中で、これだけ自給率の低い国は他にはありません。先進国は、手厚い農業保護政策により、自国の食糧は可能な限り国内で賄うということを、国の安全保障政策として実践しているのが実情です。

国の農業政策は、我が町の農業にも大きな影響をおよぼしています。一番良い事例がサトウキビの交付金単価の6年間据え置きです。

これだけ資材、肥料・燃料等の物価高で、生産コストが上昇し、農家手取りが減少しているにも関わらず、国は規模拡大によるコスト削減で乗り切れる農家だけでよいとの方針を示しております。交付金単価は引き上げの方向性はどこにもありません。農水省の政策審議会・甘味資源部会の議事録が公開されていますので、ご覧になれば実態がよく理解できると思います。

国の方針は見極めつつも、一番は我が町の農業をどうしていくかであります。全国の農業従事者の平均年齢は、68.7歳となっており、我が町も同様な状態で、10年後の農業はどういう姿に変わっているのか、大変危惧しているところです。どうせ儲からない農業だから仕方がないと諦めて、自然の流れに任せてよいことがあってはなりません。なぜなら、我が町は、ロケット関連産業と第一次産業を基軸とした2つの産業で、この町の経済を支えていかなければ、ますます小さくなっていくからであります。ですから、やらない・できないという選択肢はありません。知恵を絞り、情報を集め、失敗を恐れずに道を切り開いていくしかないので。このことは我々議会と行政に課せられた責務であります。

そこで、1番目の質問です。

稼げる離島農業への成長戦略を論ずる前提として、現状の分析と10年後を見据えた生産計画ということで3項目を取り上げております。

1番目、本町農業の抱える課題をどのように分析しているのか。2番目、畜産を含む現行作物のどの部分にテコ入れが必要と認識しているのか。3番目、10年後の農業実態予測とそれを見据えた生産計画の構想についてです。

ここでの質問の趣旨は、生産者が、毎日楽しく希望を持ち、稼いでいる、日々

実感していたら問題ないのですが、多くの生産者からは厳しい声しか聞こえてこないのが実情です。そこで、現状の問題認識を皆さんで共有するための質問ということにしておりますので、町長の見解を伺います。

○議長（塩釜俊朗議員） 町長。

[小園裕康町長登壇]

○町長 福島議員のご質問にお答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、昨今の米不足と価格の高騰は、単なる一過性の現象ではなく、日本農業全体が掲げる構造的課題が顕在化したものであり、国の食料安全保障の観点からも、避けて通れない課題であると考えております。

国の農業政策は、本町の農業にも大きな影響を及ぼしており、特にサトウキビについては、生産コストが上昇している中、交付金単価は据え置きが長期間にわたり続いている、私自身も大変大きな課題であるというふうに感じております。

そのような中、何よりも重要でありますのは、国の制度に左右されながらも、「我が町の農業をどう守り、どう育てていくのか」ということではないかというふうに思っております。

先日、同僚議員が熊毛支庁との意見交換を行い、職員も同行をしたと報告を受けております。議会と行政で日頃からの課題を共有していたからこそ、今回、本町の実情や将来への思いを率直に伝えることができたのではないかと思います。詳細は控えますが、これまでにない伝える努力を行ってきたことは、はつきり申し上げられるのではないかと思います。

サトウキビの交付金単価は、国が決定をしており、すぐに変更できるものではないことも承知をいたしております。ただし、地域の課題を受入れるだけでなく、解決に向けて前進する姿勢が何よりも大切であります。町といたしましても、関係機関への働きかけと情報発信を粘り強く続けていくことが重要であると思います。

福島議員におかれましては、産業厚生委員会の委員長でもありますので、ぜひ種子島3市町が連携をして、国や県に向けた要望活動をより一層強めていただければとお願いを申し上げたいと思います。また、議会と行政が一体となった発信こそが、実効性ある提言に繋がるのではないかと考えますので、よろしくお願ひいたします。

農業従事者の高齢化は、農業だけではなく、町の人口構造全体の問題であると思います。担い手育成だけでなく、移住定住支援、子育て・雇用政策と連動させて、町の基盤再構築に取り組んで参りたいと思います。

南種子町は、ロケット関連産業と第一次産業の両輪で町を支えて参りました。今ある産業を守り、未来につなげることこそ、行政の責務だと考えております。引き続き、町を支える農業振興に全力で取り組んで参りたいと思います。

それでは通告書にあります、「現状の分析と10年後を見据えた生産計画」のうち、まず「本町農業の抱える課題」の分析について、私の見解を申し上げます。

本町の農業が直面をしている課題は、複合的かつ長期的であり、特に人口減少による高齢化と担い手不足が中心的な問題だと認識しております。

中でも、農業については、物価や賃金といった社会情勢の変化などに柔軟に対応しづらく、収益の不安定さが新規参入や後継者の育成を難しくしている点が大きな要因ではないかと考えます。

こうした構造的な問題にはすぐに答えが出るものではありませんが、現場の声を丁寧に受けとめながら、次世代に繋がる農業のあり方を模索しているところでございます。

次に、畜産を含む現行作物のうち、どの部分にテコ入れが必要かということありますけれども、すでにあらゆるテコ入れを私どもの町はやっているところでございますので、それについてお答えをしたいと思います。

現在は、農業を取り巻く環境は厳しく、肥料・飼料をはじめとする農業資材の価格高騰、担い手の減少、また畜産においては、子牛価格の低迷など、多くの課題が山積している中で、町としても、農家の経営を少しでも支えるため、そして持続可能な農業経営へのテコ入れとして、分野ごとに進めているところでございます。

まず、農業資材の価格高騰対策として、令和5年度から「肥料・飼料価格高騰対策事業」を実施し、耕種農家、畜産農家のコスト負担の軽減を図ってきているところでございます。

園芸作物については、少ない面積でも高収益が見込める作物であります。しかしながら、種子島では桜島などの火山灰の影響はありません。そのことから桜島降灰対策事業というふうに私言っておりますけれども、正式名称は活動火山周辺地域防災営農対策事業であるようですが、こういった県の補助制度があるにもかかわらず、これが離島では該当しないということですので、鹿児島本土のような補助率の高いハウス導入支援が受け入れられないという、そういう不公平感も声も聞こえております。そこで町としては、令和5年度から町単独の「園芸用施設資材等導入支援事業」を農業振興基金を活用して実施をしております。そして、導入コストの軽減を図って参ったところであります。

また、果樹についても設備の老朽化が深刻となっており、収穫や運搬作業に支障が出ているなどのお声があり、また、廃業に繋がらないように、町単独で老朽化したレールや運搬車などの更新を支援する事業を実施をして、参っております。そして、作業の省力化・効率化を図っているところでございます。

水田につきましては、水田農家の経営安定を図るために、WCS用稻の取り組み

として、畜産農家の負担軽減を図るため、また水田の荒廃化につながらないよう、今年度からラップ購入の支援を実施することといたしました。

サツマイモ基腐病対策につきましては、町単独で「排水対策事業」を昨年度から実施をしております。

畜産につきましては、生産コストの高騰や子牛価格の長期的な低迷により、畜産農家の経営環境は極めて厳しい状況となっております。

このため、先ほど申し上げました「肥料・飼料価格高騰対策事業」に加え、今年度から新たに「子牛生産対策奨励金」、いわゆる「子牛の出産祝金」のような形を開始し、生産意欲の維持・向上に努めているところであります。

さらに、4月の臨時会で承認をいただきました購買者に対する「子牛輸送支援事業」を5月の競りから実施をいたしております。この補助は間接的ではありますが、これにより、新たな購買者の確保と競争力の維持、ひいては価格の安定化・向上につながるものであります。行政として実行可能な1つのきっかけとして期待をしているところであります。

また、担い手や新規就農者支援では、環境データを活用した科学的な栽培技術の提供など、データ農業の導入も今年から始めて参ります。

町といたしましては、国・県の事業を最大限活用しながらも、地理的・制度的な不利がある場合には、農業振興基金の活用などによる町単独事業で柔軟に対応して参りたいと考えております。

今後も、農家の声を聞きながら、「どこに、どのようなテコ入れが必要か」を見極めた上で、課題ごとに的確かつ迅速な支援を講じていくよう取り組んで参りたいと思います。

次に、10年後の農業の姿と生産計画についてお答えいたします。

今後、農業人口の減少と高齢化がさらに進むと見込まれ、少人数でも持続可能な農業モデルの構築が必要だと考えております。

具体的には、生産の集約、法人化・協業化、省力技術の導入、販路の再設計などを柱に、現場に即した再編が求められます。

一方で、10年後も現在のように高齢の農業者が地域で働く姿を守ることも大切だと考えております。担い手が高齢者を支え合いながら継続できる体制ができれば、福祉の側面においても良い形が築けていくのではないかと考えるところであります。

まずは、現状の農業をしっかりと守ることを第一に考えつつ、その上で新規作物の導入も検討し、将来像を明確にしながら段階的に実現をしていかなければならぬのではないかと考えるところでございます。

町といたしましては、農業が抱える課題に対し、解決に向けしっかりと取り組んで

参りますので、議員からも、現実的で実行可能なご提案を引き続きいただければありがたいと存じます。よろしくお願ひ申し上げます

○議長（塩釜俊朗議員） 福島照男議員。

○4番（福島照男議員） 町長、ありがとうございます。

非常に答弁を聞いていてですね、同じような思いを共有してですね、非常に素直に感銘を受けたところです。問題意識の認識が同じということと、これから取り組み、私も7年度予算の審査においてもですね、今年度は、非常に前向きな取り組み事業が数多く盛られておりますし、1歩ずつ進んでるなというのは実感しております。私もそういうふうに実感しておるので非常にうれしいんですが、現実的にはですね、現場の農家レベルでは、まだまだ、手取り所得が増えてこないところに、不安を持ってると言うことが実際実情ですので、あえてですね、今回も冒頭に厳しい声しか聞こえてこないと、いう様な表現を使わせていただいております。

町長も前向きに、国や県の事業を導入しながらも、不足の部分は町単独でもできるところはぜひ積極的にやりたいと方向性ですので、ぜひその方向性で取り組んでいただきたいし、私も精一杯応援したいと思っています。産業厚生委員会としてもですね、議会としても、行政と一緒にになってですね、県や国にも陳情要請をしながら、本町の農業を発展させるということには全力で、やっぱり取り組まなければいけないというふうに改めて思ってるところであります。

そこでですね、これから私の提案事項になっていくわけですが、2番目の質問となります。稼げる離島農業育成の段階的施策の推進として、3項目に分けして示しております。

ここは今、町長が述べられた内容とかなり重複してくるのがあるなと思って、逆に大変うれしく思っているところですがですね、あえて質問をさせていただきます。

皆さんもよくご存じのですね、京セラの創業者稻盛和夫さんの言葉です。

何か事業をやりたいと思ったらですね、成功した姿がカラーが見えるまで、毎日毎日思い続けなさいと。私はそうすることで発生してくるトラブルも想定内で乗り越えてきたと、言っておられます。これが稻森さんの書籍の中に述べられている言葉であります。

その域に達するには、なかなか我々も、艱難辛苦の道のりを歩まざるをえないわけですが、本町の農業問題についてもですね、やっぱり10年後の南種子の農業像を思え描けるまでにですね、やっぱり真剣に問題解決に1つ1つ取り組んでいくと。そうやって儲かってる、輝かしい南種子農業像がイメージできるまでやっぱり深く取り組んでいくと、いうことが1つの課題として出てくるんだろうなというふうに思っております。

そこでですね、第1ですが、主業農家の所得450万円を町の目指す農業像に目標を設定するという提案です。目標を示すということは、ですね、一番重要なことで高い山に登ると、低い山に登るとおのずから準備する装備も変わってこられますのでね、しっかりとした座標を示すということは大変重要なことだと、いうふうに思っております。この450万の根拠ですが、令和5年のですね、国税庁が発表した民間給与所得というのが出ておりまして、平均が460万円になっております。

参考まで言いますと、男性が569万円、女性が316万円となっております。個人的には、町の目標額を、平均の460万円低い450万円設定するのは、多少不満があるんですが、現実的にはですね、本町の農業所得を見ると、なかなか厳しい数字かなというふうに思っていますのでですね。あくまでも目標です。来年、再来年というのはなかなか厳しいかと思うんですが、町のやっぱり農業目指す目標額として、主業農家ですね兼業農家を入れるとそこまで当然いきませんので主業農家、450万円を目標に設定してね、取り組もうじゃないかという姿勢も1つ大事かなと思ってるんですが、この点について町長、見解をお聞かせいただけますか。

○議長（塩釜俊朗議員） 町長。

○町長 福島議員のご質問にお答えをいたしますけれども、成功した姿がカラーで見えるようにとそういうことをいい意識づけではあろうというふうに思いますが、本町の職員については、やっぱりその役場が儲かるとか、いい姿を描くというよりも町民の皆さん方が、そして、農家の皆さんが、やっぱりそこにいい結果が出てくるということを、職員一同想像しながら、そして、何が今必要か、ということを考えいろいろ取り組んでいるんだろうというふうに思います。

最近、いろんな提案も来ますし、ただ前回、臨時会でも提案をいたしました時に、この牛の運搬経費の補助でしたけれども、同僚議員からもご質問がございました。

そして、是非ともこの種子島島内一緒にという話もあって、それは、私もそのように考えておりますので、これは事務レベルでもやっぱり探りをいれて、しっかりと話をしなさいということは申し上げましたが、なかなか、ここで歩調がそろわないのが、今、この自治体間だというふうに思っております。

西之表市さんの方では、今回、6月始まるようありますけれども、なかなか、昨日もお隣の議会では、南種子が唐突に始められたとか、それ、そういう認識ですから、私は、事務方で話はさせておりますけれども、これは進まんということなので、本町の農家が取り残されていくような状況ではいけないということで、先に皆様方にもご相談をし、議決をいただいておるわけでありまして、あらゆる施策については、そのように、職員も早めに、やっぱり打開策を求めていくと、そういうことから、農家の皆さんからも、町もこれこれだけ頑張るんだから、私達も頑張らん

といかんなという声も聞こえますので、そういうところから、お互いに信頼関係を持って築かんといかんのだろうというふうに思います。

町では、農業経営の強化を図るために、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想を策定をしております。

その中で、農業所得目標を360万程度というふうに設定をしております。この金額は、町内の経営実態や作物別収益、地域条件等を勘案し、現実的かつ到達可能な水準として設定をしたものであり、主に認定農業者が5年後の目標に向けて、経営改善計画を実践する上での指標となっているところであります。

そのために、認定農業者の申請や更新の際は、それぞれ5年後の自分の目標所得を掲げ、その目標達成に向け取り組んでいるところであります。

その中で、450万以上の目標を掲げる農業者もありますし、指標となる360万円の目標を掲げる農業者もいます。農業所得の増加は、町としても重要な目標であり、議員ご提案のように、450万といった高い水準の農業所得を目指せる経営体を育っていくということは、将来的な町の農業のあるべき姿として、十分意義あるものと認識をするところであります。

もちろん、目標は高いにこしたことはございませんが、国内外の現状を踏まえますと、今は、まず足元を固めることが必要な時期であるのではないかなどということも感じております。現実には厳しい経営に直面をしている農家の方々もおられます。こうした現状がある中、高い目標を掲げ過ぎますと、むしろ現場の実感とかけ離れたものとなりかねないと、そういうこともあります。

従いまして、議員ご指摘のとおり、ここで即答はできませんし、現段階では積極的な発言もなかなか答弁しかねるところでございますので、これについては、こういう計画に基づいたことでの答弁ということで、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（塩釜俊朗議員） 福島照男議員。

○4番（福島照男議員） 町長のいうとおりでですね、目標は目標でおきながら、360万の指標は一応作っておりますが、さらなるね、やっぱり上を目指すという取り組みは内部ではやってるというふうに聞いてますからね。ただそれを、なかなか表に数字として出しづらいというのが、よく理解はできますが、そこはやっぱり内部に秘めてですね、ぜひやっていただきたいと思っています。

足元を固めるということでですね、現状のこの作物、2番目に入るわけですが、現状の作物ですね、まずはさらに農業所得を増やすということが非常に重要なだなと思ってます。ここは町長がこれまでずっと言われてきた、当初からの答弁の中でもある中でね、取り組んでおる内容です。重複しますのでここは割愛しますが、従

来の足元である現状の作物、例えば園芸品であったりとかですね、ヒカサカキ等であったりとか、そこら辺が非常に引き合いも強いですし、ここらはやっぱりテコ入れをしながら、強化をし、所得を増やすという取り組みができればですね、さらによくなるかなと思ってますので、この②のところはですね、もうちょうど重複しますのでここは割愛をして3番目の方に入ります。

付加価値の高い新規作物導入での所得向上を目指すということで、ここは足元を固めながら、さらに次のステップに進むための取り組みであります。

基幹作物であるサトウキビの状況は、決してよくありませんと、本町全体の底上げには付加価値の高い新規作物の導入は避けて通れない課題だととらえております。新規作物の導入が、すぐに所得の向上に保障されるものでもなく、都合のよい作物がすぐに見つかる保証もありません。だからこそ、段階を踏まえながら、進める必要がありますと、いうことでこれは今まで述べたとおり。そこでですね、導入品目の選定に必要な各種条件と組み合わせ品目の検討ということで、ずらずら、ずらずらっと提案をしてるわけです。

釈迦に説法、専門家に私がいちいち提案するのもなんなんですが、あえてですね、あえてこういう提案をさせていただいているわけであります。

1つはですね、地理的考慮ということで、ここは離島でありますので、物流費用を抑えるために軽くてコンパクトな品目が一番理想的かなと思っております。あくまでも理想です。それから台風や季節風に対する被害軽減と、温暖な気候を有利生かす品目ということで、これを現実的には、そういうふうな中身になっていて台風対策では、甘藷であったりとかサトウキビであったり、或いは園芸品であったりになっておるんですが、これらをさらにですね、付加価値の高い、利益率の高い作物をやっぱり探していく必要性もあるでしょうというふうに思っています。

もう1つはですね、ビジネス性というところでですね、今、基本的農業は1年1作1収穫がメインになっておりまして、私はこの農業の持つ最大の欠点というか設けない要因は、ここだなあと思ってますね。商売というのは、日々、売り上げが上がってですね、日々、利益が上がってくると365日動いてるわけですが、農業は畑をたたいて、種まいて、収穫まで1年に1作しかないというのが大半であります、ここになかなかビジネスチャンスが少ないなと思ってますので、1年1作もありながら、仮に年に数回、回転のよいですね、商品を作ると。いうのもやっぱり片方では目指す必要があるなというふうに思っております。

あとは、利益率の高い品目の選定とかですね、あと価格決定権を持てる作物、市場原理で、なかなか生産者には価格決定権がないわけですが、中にはね、価格決定を持つて生産者も全国にいらっしゃいますので、そこら辺の研究も必要と思って

おります。

あと経営形態については、国は大規模農家を推進しているんですが、決して大規模だけが生き残る道ではないと思ってますので、小規模でもですね、利益性の高い付加価値の高い作物であれば、勝算は十分あるわけで、そこはやっぱり地元は地元ならでの対応が必要と、あと加工とか直販ですね、自分で売れると。

そういう取り組みも検討していくということで、要は、ここらはですね、やっぱり、本当は農家自身が一番やってくれたらいいんですが、そこまで手が回りませんので、ここらは所管課としてですね、これから新しい農業を作っていくという意味で、所管課の方で取り組みをぜひしていただきたいなあと思ってるんですね。そういう取り組みは、町長も前向きにとらえているということなんですが、ちょっとここで、そういうところにも積極的に取り組むよと言う姿勢を、ここは所管課長で構いませんので、ちょっと答弁いただけたら助かります。

○議長（塩釜俊朗議員） 町長。

○町長 お答えをいたします。先ほど、まず②の方は、さらっととおすということでありましたけれども、少しだけ触れさせてください。

議員のご指摘のとおり、本町には、レザーリーフファンやフェニックスロベリニ、そして、ヒカサカキをはじめ、引き合いの強い作物がございます。

そして、今後、価格上昇が見込まれる米など、希望を感じられる事例も複数ございますので、町としては島内外の市場評価を踏まえた差別化や、環境価値、ストーリー性の発信など、付加価値をつけることが離島農業にとっての鍵になるのではないかということは私も認識をしております。

本町の農業にとって、今ある作物をどう伸ばすかは、最も即効性のある施策でありますので、町としても、農家の声を丁寧に聞きながら、既存作物の収益性強化に向けた具体的施策については、今後もしっかりと取り組んで参りたいと思います。

それでは、ただいまのご質問にお答えいたしますが、付加価値の高い新規作物導入での所得向上を目指すについてのご意見がございました。見解を述べさせていただきたいと思いますが、まず前提として申し上げたいのは、本町における農業の未来を考える上で、新たな作物の導入や多角的な経営手法の模索は、確かに避けて通れない重要な視点であると私も認識をいたしております。

しかしながら、新規作物の導入というのは、すぐに所得向上へ直結するものだけではございません。適地性の検証、技術の確立、販路の確保、そして町民の理解と協力。それらを一つ一つ丁寧に積み上げなければ、むしろ地域に混乱や疲弊をもたらす可能性もあるところであります。

また、議員が先ほども述べられましたが、サトウキビの現状が決してよくありま

せんと、そういう断定的な表現についてはですね、私としては大変遺憾に感じております。確かに課題はあります。しかし、この厳しい環境の中でも、日々努力を重ね、地域の経済と文化を支え続けている農業者の皆様、特に若い方も今おります。そういう現実を、私たちはやっぱり軽視してはいけないんだというふうに思います。

この町の農業が、どれほど長きにわたって町民の生活を支えてきたのか、サトウキビ産業は、この町をどれほど育ててきたのか、状況が厳しいからといって、そうした営みを簡単にまた切り捨てていくようなことは、あってはならんだろうなというふうに思います。行政としては、町民の挑戦を後押しする仕組みとして、将来的な可能性を見据えた新規作物への支援は検討をして参りますけれども、それは、今の産業を否定することではなく、むしろ既存の産業を土台にしながら、段階的に未来を拓いていく、その両輪が必要でないかというふうに思っております。新しいことに目を向けることは大切だと思います。

しかし、それと同じぐらい、今あるものも支え続ける責任も私たちにはあるのではないかなどというふうに感じております。今後も町民の声に丁寧に耳を傾けながら、現実に根差した政策をしっかりと積み重ねて参りたいというふうに思います。

先ほどの詳細部分については、担当課長の方から説明をさせます。

○議長（塩釜俊朗議員） 総合農政課長。

○総合農政課長 お答えをいたします。

この新規作物の導入につきましては、繰り返しになりますが、既存の作物の政策をまずしっかりとし、その中で、新規作物の導入についても検討して参りたいというふうに思います。

○議長（塩釜俊朗議員） 福島照男議員。

○4番（福島照男議員） 誤解をいただいたら困りますんで、あえて発言しますが、サトウキビが厳しいというのはですね、サトウキビが駄目ですよというわけじゃないですね、サトウキビで6年間も交付金単価が上がらずに農業所得は減っていって。単あたり減ってるのは大変厳しいと。これが画期的に改善する見込みは本当にあるのかと。我々は逆に反対側では、逆に国には陳情を続けなきやいけないし、何十年もやってきた6億もある本町の基幹作物でありますから、当然それは大事であります。あえてね、それに加えて、新規作物をやっぱり1つ1つ開拓していく必要あるんだろうなと。ただ1年に1つできれば最高に良い方で、それは例えば5年かかるかも1つしかできない可能性もあるわけやけども、やっぱりチャレンジはね、するべきだと思うので、そういう意味で、やっぱり1つ、定着させるためにはやっぱり何十回となく失敗をするはずですから、やっぱりその努力を惜しまずにですね、恐れずにやっぱりチャレンジしていくと、いう姿勢が今ある農業を、今ある農業で

利益率を上げるとともにプラスそういうのも探していくという姿勢はね、やっぱ非常に大事ですから、担当課長の方も試験作物に助成をしながら取り組んでますよという報告も受けてますので、それはそれで非常にいいので、逆にね、私はそこを後押ししてですね、従来のやり方にプラスして、さらにそこにも力を入れて欲しいなという意味での提案ですので、ぜひですね、そこは理解をしていただいて取り組んで欲しいなと思ってます。そうしないとなかなかですね、この農業がやっぱり活発化してこないと、わが町の経済は、年々年々なんかどうも農業を中心とした産業は衰退していってると、おかげさまでロケット関連産業があるおかげでね、町は維持されますが、これにやっぱり農業をもうちょっとね、発展すると非常にいいなと思ってますので、ぜひここは力を入れるべきところということで、決して現状を無視するわけじゃなくて現状がすべてですから、まず現状をよくして、改善をして、利益率を上げる、反収を上げる、プラス新しい作物も作る、という構造が非常に現実的かなと思いますので、そこはぜひ、お願いをしたいなと思っております。

そこでですね、時間があんまりありませんが、助成の取り組みということですね、もうここはもうほとんどもう関連する作物です。ということで、新規作物について所管課長の方も、一部は助成をしながらですね、試験作物には取り組んでますよ、という報告をいただいておりますが、これから新規作物の試験栽培で試験栽培がうまくいけばそれが本格導入と。いう流れになってきますので、そこらについてのですね、やっぱり取り組むときのリスクもありますので、その助成制度をやっぱもうちょっと充実して、農家が取り組みやすい試験栽培に取り組めるような環境づくりと、いうのも1つ大事かなと思っていますので、そこについて町長ちょっと答弁いただけたら非常にありがたいなと思います。

○議長（塩釜俊朗議員） 町長。

○町長 まず、この試験栽培者への助成と予算の確保についてですが、その前に、導入品目等の新規導入での所得控除の関係。ここについてちょっと触れさせていただきますが、本町では、現在、貯蔵性の高いかぼちゃの試験栽培に取り組んでおります。従来、12月に出荷をしていたかぼちゃほとんどがそうでしたんですが、国産かぼちゃの供給が少なくなる2月、3月に出荷ができるような試験栽培を行っているところであります。これは、北海道の方からもご指導に来ていただいて、現地も見させていただきましたが、大体ちょうど国内産がなくなるときに今回出荷ができて、単価そのものも倍ぐらいの単価になったということもございました。それで、今の農家の皆さんもこれでしっかりと失敗した方もおりましたけれども、もう1回チャレンジをしてということで今ちょっと広がりつつあるところであります。

昨年度から始めたもので、試験段階でありますが、価格競争を避けて有利販売に

つなげられる可能性がある作物として、現在、検証しておりますので、これがいい方向に出てくると、もっと新規作物として良い形に課題解決するべきあれになってくるんじゃないかなというふうに思います。

また、指導体制の整備については、現実として、町の職員体制も、現在いろいろ頑張って現体制を充実させて参りましたが、非常に限界があります。

既存作物振興に対応しながら、新たな導入作物の指導支援を行うということは、今のままの状態では、もうなかなかあれもこれもというわけには参らないところであって、こういうことから、県や試験場、農協などの関係機関とやっぱり連携をしてやっぱ協力いただかなければ、非常に難しいところがあるかなというふうに思います。ここは、役割分担とJAさんあたりも非常に今大変なようでありますけれども、今後もそういう体制をしっかり取り、力を発揮できますようにですね、そこは協議をさせて取り組んで参りたいと思います。

この試験栽培の主要経費の助成と予算の確保ですけれども、新規作物の導入を検討するうえに於いては初期段階に一定の費用が発生するということが想定されます。そして、これまで必要に応じて、必要経費の一部助成等の支援はしてきてございます。

今後もそういう要望、そしてまた、そういう作物に取り組むということであれば十分な検討を行った上で必要な支援はしっかりと講じて参りたいというふうに思います。

○議長（塩釜俊朗議員） 福島照男議員。

○4番（福島照男議員） リスクのあるところになかなかチャレンジはしづらいだらうなと思ってるんですね。チャレンジ、リスクのないところに成功はないわけですが、なかなか状況が厳しいとですね、躊躇する方が多いですで、そこはやっぱり行政の助成でチャレンジしやすい環境を作つてあげると、それで新規作物へのチャレンジをして、仮に今あがつたかぼちゃ等でも、成功に繋がれば農家所得が上がるわけですので、こういう事例を1つでも2つでも増やしていくと、ということでぜひ取り組んで欲しいなと思ってます。

残り時間がだんだん減ってきてますので、④の目標達成は、はぶいてトンミー市場の方の質問に入らせていただきます。

3番目の質問はですね、地産地消による地域循環型農業の実践と普及ということで、質問書を出しております。トンミー市場を主体にした高齢者や兼業農家対策ということで、収入を通じて供給できる生産体制で利益の確保、加工品の生産促進による売り上げ増と利益の拡大ということで2つ挙げております。

これは、高齢者や零細農家を主流に考えている対策です。南種子・中種子のA

コープでは、1年を通じてたくさんの農産物や加工品が陳列消費されております。そのうちの半分でもですね、地元産で供給できたら、生産者にとっては大きな日々の生活資金となり、地域経済の好循環にもなるのかなというふうにとらえておるところです。

人間は、地元でとれた水と食料が健康には一番良いとも言われておりますので、地域循環型が少しでも増えることを目指すのは大変意義あることかなというふうにとらえておるところでございます。

また、先日、南さつま市に訪問したときですね、金峰地区の道の駅を見て参りましたが、そこでも地元の野菜や加工品等が、たくさん陳列されておりました。今度、また、特産品開発センターも新たに作るわけでございます。ここらを利用してですね、トンミー市場を中心にそういう1つの取り組みを大いに意義があるかなあと想ってますので、もうこれについて、ここは町長が担当課長でもよろしいんですが、ここは、トンミー市場は企画になるんですが、あえてね、農政課長のほうに総合農政課が主導で取り組むべきだなというふうにあえて訴えておりますので、町長が総合農政課長で答弁をお願いいたします。

○議長（塩釜俊朗議員） 総合農政課長。

○総合農政課長 お答えをいたします。

地産地消は、生産者にとって輸送コストの抑制が図られるなど、農業の持続と地域経済の循環を実現する重要な取り組みだと認識をしております。

本町では、トンミー市場の活用促進を通じて、農産物や加工品の流通を拡大し、農業者の所得向上と地域経済の活性化を図っているところでございます。特に周年を通じての供給体制の整備や、特産品開発センターの活用による加工品の生産支援は、今後の重点項目だと考えております。

今年度、建設いたします仮称ですが、特産品開発センターの利用促進とあわせて、総合農政課を中心に、企画課等との関係部署とも連携を図りながら進めて参りたいと思います。

○議長（塩釜俊朗議員） 福島照男議員。

○4番（福島照男議員） ありがとうございます。よろしくお願ひいたします。

これで、農業部門の質問を終わらせていただきますが、町長も非常に前向きな答弁でありましたので、ぜひ、議会と一緒にって、町の農業発展に尽力したいなと思いますんでよろしくお願ひいたします。

次ですね、南海トラフ地震津波への備えと、ということで質問を出しております。

想定津波9メートルと到達時間27分への備えということなんですが、令和7年4月1日付けの新聞報道記事ですね、南海トラフ地震による死者は29万8,000人。

被害総額 292 兆円となっており、東日本大震災の 10 倍になると報道されています。

鹿児島県の死者数は、1,400 人を想定となっております。昨日の 6 月 11 日の報道によると、前回の死者予測数が余りにも多過ぎたので、これを 8 割減にする対策を今後 10 年間で行っていくという報道がありました。

そういうことで、もう少し対策が強化されるのかなあと思っておるわけですが、本町に押し寄せてくる津波の高さは変わらないわけで、津波の高さは、南種子町中種子町で 9 メートル、西之表で 11 メートルというふうに報道されております。

津波の到達時間は 1 メートル波の高さが届く時間が南種子・中種子町で 27 分ということで、震度予想は 4 程度、4 から 5 弱ぐらいとなっておりますので、ここはやっぱり津波の対応が一番大事かなと思っております。

特に東地区海岸、平山・茎永・下中・本村地区のあの水田地帯に 9 メートルの津波が来るとですね、大半が水没するんじゃないかというふうに危惧されます。

そこでですね、私の提案なんですが、その 9 メートルの来るところエリア、東地区ですね、道路沿いや住宅地に電柱があります。電気や電話の電柱が立ってるわけですが、そこに海拔 9 メートルの印をずっと付けたらですね、わかりやすく、住民も注意喚起に当たるしですね、危険水域も、日頃から理解できるというふうに思つております。

これはどうしてもやっぱりやった方がいいんじゃないかと、こんなに安い津波対策はないのかなというふうに考えておるわけですが、これについての取り組み、見解を聞かせてください。

○議長（塩釜俊朗議員） 町長。

○町長 それではお答えをいたしますが、その前に、さっきのトンミー市場については課長から答弁があったとおりで、議員からも最初でありますけれどもトンミー市場フル活用して地場の生産を増やして、そして、また、島外の販売開拓も視野にということでそういうお話もありましたが、現在、トンミー市場そのものの決算が、もう 2 億を超えました。そして、その中の 3,000 万ほどは極楽湯に、この地場産品を発送している分が入っております。

ですから、今回は、補助申請がちょっとどうなるかということでありますけれども、私としては、この極楽湯さんの協力はずつといただいて、農家さんもそれから商工業者さんやいろんな方々が参入しますので、やっぱりトンミー市場をやっぱ活用しながら、ここの地場のものがやっぱり全国各地で販売されていく、それも 1 つの仕組みであると思っておりますので、ここは積極的に、また、今後検討させていただきたいと思います。

それでは、この南海トラフの件でありますけれども、令和 7 年 3 月 31 日、政府

より南海トラフ巨大地震に関する新たな被害想定が公表されました。

今回の想定では、死者数が最大で 29 万 8,000 人、経済被害額は 292 兆円にのぼるとの推計が示されております。

東日本大震災を上回る極めて甚大な被害が想定をされているところであります。

鹿児島県における被害想定でも、最大で死者数 1,400 人との試算が公表されており、その多くは津波による被害とされております。

また、南海トラフ巨大地震の発生時には、本町の東海岸地域を中心に最大津波 9 メートル、地震発生から最短 27 分で津波が高さ 1 メートルに到達するとの想定も示されておりまして、この避難対策強化は喫緊の課題であると認識をしております。

ご提案のとおり、電柱等への海拔 9 メートルの表示を行い、住民が日常的にみずからの居住地や通行路の危険度を認識できるようにするということは、「命を守るために即時避難」を促すうえで非常に有効な取り組みだと考えております。

本町ではこれまで、住民の避難意識向上を目指して、町内 137 箇所に海拔表示を設置をしておりまして、通学路や集落内道路など、日常生活における動線上を中心に重点的な整備を進めてきたところであります。

また、これらの表示は、国土交通省が平成 24 年に策定をした「海拔表示シートを設置方針」に基づいて、全国の自治体と共通の基準で整備を進めてきたものであります。表示方法の統一性、視認性、分かりやすさの確保が重要であり、本町としても、國の方針や他自治体の取り組み状況の整合を図りながら、適切な表示のあり方を引き続き検討をして参ります。

なお、表示拡充にあたっては、九州電力や NTT といったインフラ事業者の協力が不可欠でありますので、今後これらの事業者と連携をしながら、設置の可能性の調査や協議を進めて参りたいと思います。

町としては、この海拔表示の設置を含め、「避難意識の可視化」や、「すぐに逃げる」「常に備える」といった意識の定着を目指し、今後とも住民の命を守る防災対策に積極的に取り組んでまいります。

○議長（塩釜俊朗議員） 福島照男議員。

○4 番（福島照男議員） 昨日の新聞報道でもですね、新たにまた各自治体には改善の被害軽減に向けた取り組み強化を求めるという方向性を示すというふうに報道もされてますのでね、また、新たな取り組みが出てくるのかなというふうに思ってますので、わが町は、わが町で危険水域をして町民がね、一刻も早く逃げると。

東日本大震災、教訓は即逃げるということが第 1 の教訓になっておりますので、津波が来る前に逃げるという危険場所を知らせるということは非常に重要なことで

すので、ぜひ、前向きに取り組んでいただきたいと思います。

あと島間発電所の浸水対策における安全確認はできていますかという質問です。

あそこ海拔4メーターぐらいだと思ってますが、西側ですので、大きな津波はこないのかなと思ってるんですが、あそこは、種子島島内ほとんど賄ってる発電施設でありますので、そこがトラブル起こると、大変なことになるわけで、本町の管轄ではないんですが、安全確認だけはしておく必要があるなと思ってますので、現状の安全対策はどうなってるのかだけ伺いたいと思いますので、お願いいいたします。

○議長（塩釜俊朗議員） 町長。

○町長 福島議員のご質問にお答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、種子島における電力供給の大部分を島間発電所（正式には新種子島発電所であるようあります。）の防災対策、とりわけ津波への備えは、災害発生時におけるライフライン維持の観点からも極めて重要であり、その安全性について、町としても重大な関心を持っているところであります。

ご承知のとおり、新種子島発電所は南種子町の西海岸に位置しており、東海岸に比べて9メートル級の津波が直接的に押し寄せる可能性は低いとされております。

しかし、津波の回り込みや海面上昇による間接的な浸水リスクについては、十分な注意が必要であると認識をしております。

本町ではこれまで、九州電力送配電株式会社新種子島発電所との意見交換や、情報共有を重ねており、南海トラフ地震等の大規模災害を想定した防災対策が講じられていることを確認しております。具体的には、九州電力送配電においては、過去の津波シミュレーションに基づいた対策として、設備への浸水防止対策などが実施中であるとの報告を受けております。

しかしながら、令和7年3月に公表されました新たな被害想定では、これまでの想定を上回る規模の津波が発生をする可能性も指摘をされておりまして、町といたしましても、九州電力送配電に対し、現時点での津波想定や浸水対策の内容、また、被災後の電力供給体制の再確認を協議してまいりたいと考えております。

また、仮に新種子島発電所が一時的に停止した場合に備えた代替手段や、復旧までの電力供給確保策についても、関係機関と協議を進める必要があると認識をしており、南種子町防災会議においても継続的に議論を行ってまいります。

いずれにいたしましても、災害時における停電は、通信・情報の遮断をはじめ、医療・避難生活にも深刻な影響を及ぼす重大な2次被害の要因となります。

町といたしましては、住民の安全・安心を守る立場から、今後も関係機関との連携を密にし、最新の情報の収集と防災対策の強化に努めてまいります。

なお、本年4月には、防衛省に対しての要望書提出の中で、馬毛島整備との相互

連携による島間港整備拡充と『防災機能強化』についての要望を行っておりまして、このことが、この発電所の防災対策、そこも含めてですね、要望してきているところであります。

○議長（塩釜俊朗議員） 福島照男議員。

○4番（福島照男議員） 非常にね、重要なかなめ、と命に関わる発電電気でございまして、今後も引き続きですね、安全対策に十分留意していただきたいと思い、要望を上げていただきたいと思います。

時間がありませんが、あと災害ボランティアの組織育成についてということの質問です。先日、社会福祉協議会の会合に出席したときにですね、社会福祉協議会としても、災害ボランティアの育成に力を入れるという方向性が示されて非常に私も頼もしく思ったところですが、なかなか社会福祉協議会でも予算的規模も少ないので大変かなと思ってます。

特にこういう大きい災害になるとですね、やっぱり本町がみずから先頭に出る、やらなければいけないわけですが、ああいう組織もですね、大いに一緒にあって連携をしながらやるということは意義がありますので、こちら辺、資金面についてもですね、一緒に手を携えながら、助成をしながら町として連携をして取り組むというところは非常に大事だなあと感じたもんですから今回質問するところです。

こちら辺の取り組みについてのちょっと見解を聞かせてください。

○議長（塩釜俊朗議員） 町長。

○町長 お答えをいたします。

このことについては、私どもも災害ボランティアの存在は極めて重要であり、平時からのこの育成・組織化が不可欠であると深く認識をしております。

それも簡単に申し上げますが、やっぱりこれらを継続的実効的に推進していくためには、財源の確保が必要不可欠な課題となっていると思いますので、そこは十分に我々も情報共有しながら、しっかりとやってまいりたいと思います。

特に、訓練や研修の実施や、資機材の整備、災害時の受入体制などに要する費用については、国や県の補助制度の活用も視野に入れつつ、町単独で可能な範囲から1つ1つ着実に取り組んでまいりたいと思います。

○議長（塩釜俊朗議員） 福島照男議員。

○4番（福島照男議員） 時間が過ぎましたので、次もう1つ町営住宅の利用管理状況についてありましたが、今日はすいません割愛させてください。12月議会で必ず質問させていただきますので、課長、大変申しわけございますよろしくお願ひいたします。

これで、私の質問を終わらせいただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（塩釜俊朗議員） これで、福島照男議員の質問を終わります。

ここで11時35分まで休憩をします。

休憩 午前11時24分

再開 午前11時35分

○議長（塩釜俊朗議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。次に上園和信議員。

[上園和信議員登壇]

○8番（上園和信議員） 温室効果ガス・水循環観測技術衛星を搭載したH-IIAロケット50号機が2025年令和7年6月24日。午前1時33分から1時52分の時間帯に種子島宇宙センターから打ち上げられることが発表されました。日本の宇宙開発を支えてきたH-IIAロケットは50機で最終号機となります。H-IIAロケットは2001年、平成13年の試験機1号機打上げから、20年あまりにわたって運用を続けてきた我が国の基幹ロケットで2025年令和7年、6月現在49回の打上から失敗は6号機のみで打ち上げ成功率は98%を達成。今回の50号機をもってその役目を終え、新たな日本の基幹ロケットHIIIへバトンを渡すことになります。H-IIAロケット50号機の打上成功を町民とともに見守りたいと存じます。

質問に入ります。

紙の教科書を使うことを義務づけていた「学校教育法等の一部を改正する法律」等の関係法令が改正され、2019年、令和元年4月から紙の教科書に代えて学習用「デジタル教科書」が学校で使えるようになったということあります。デジタル教科書はどんなものか、導入の時期や活用方法について気になる町民も多いのではないかでしょうか。一般質問に取り上げました。

デジタル教科書について詳しい説明を教育長に求めます。

○議長（塩釜俊朗議員） 教育長。

[菊永俊郎教育長登壇]

○教育長 それでは上園議員のご質問にお答えいたします。

デジタル教科書は、議員がおっしゃるように、学校教育法の一部改正と学校教育の情報化の推進に関する法律によって進められているものであります。

このデジタル教科書の導入の背景としては、世界が高度通信・グローバル化する中にあって、デジタルやネットワークによる経済社会やイノベーション技術等の急速な発展を見据えて、児童生徒の未来を担う学校教育がその素地となる資質能力の

育成に、寄与するべきとして導入されたものであります。

具体的には、デジタル教科書は、文科省検定済みの紙の教科書をデジタル化して、パソコンやタブレットなどの端末に画像として表示できるようにしたものであります。

デジタル教科書のメリットとしては、書き込みがそこに何回でもできたり、音声での読み上げによって音読は、文字判読困難や、視覚障害等の児童生徒の手助けになったり、文字や図表を拡大できることなどがあります。また、重要な文字等を色分けしたり保存したりすることもできます。

デメリットとしては、教員のICTスキルの指導力向上に向けた格差や研修体制、学校家庭の通信環境整備、子供の運動不足をうんだり、目の健康等が考えられます。

文科省としては、ここ数年、実証事業を行ってきており、デジタル教科書の効果を發揮しやすい教科や分野を選定してきだしており、令和6年度から小学校5年生から中学3年までを先行導入として英語を取り入れ、令和7年今年から算数、数学など本格導入してきているところであります。

ただし、デジタル教科書だけ使用することはまだ許可されておらず、紙の良さも認められることから、紙の教科書も、使用することが義務づけられているということになっており、国の指針に基づいて各市町村が動いているということになります。

○議長（塩釜俊朗議員） 上園和信議員。

○8番（上園和信議員） ただいま教育長から詳しい説明がありましたが、このデジタル教科書を導入するにあたってはですね、学校のこの通信ネットワーク環境の整備とタブレット端末と、機材が全児童生徒に行き渡る、これが必要条件であるようあります。

国のGIGAスクール構想、これがデジタル教科書の本格的導入を後押しをしたとこのように言われております。

南種子町はいち早くこの制度を導入し、各学校のネットワーク環境の整備とタブレット等端末児童生徒全員に配布されているということであるようです。

このGIGAスクール構想とはどういう事業なのかですね、説明を求めます。

○議長（塩釜俊朗議員） 教育長。

○教育長 ただいまのGIGAスクール構想についての質問についてお答えいたします。

GIGAスクール構想とはですね、先にも触れましたが、高度情報通信社会の到来によって、変化の激しく不透明な時代を生き抜くために、新たな価値や持続可能社会の創設に向けて、デジタル化の推進は必要不可欠であるということで、児童生徒に1人1台タブレット端末の配備と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備するといった、令和型の日本の教育を構築することとしたものであり、GIGAス

クール構想がもとになってデジタル教科書の導入が図られたという議員のおっしゃるところなりであります。

具体的には、令和5年度までの整備完了を目指しておりましたが、コロナ感染により、自宅でのオンライン学習も進められるようにということで、令和3年度までに、全国で整備が完了したものであります。

特に、特別な支援を必要とする子供も含め、多様な子どもたちを誰ひとり取り残すことなく、公正にタブレット等によって個別最適な学びの実現と、またネットワーク化することによって、協働的な学びの実現があらゆるところでできるといったような学習に資するといったようなことで導入された構想でございます。

以上です。

○議長（塩釜俊朗議員） 上園和信議員。

○8番（上園和信議員） 簡単に言うとですね、G I G Aスクール構想とは児童生徒等のパソコン端末1台、それからパソコンインターネット環境へ接続するための校内LAN無線などの高速大容量の通信ネットワークの一体的な整備推進、その費用を国が全額補助する制度と言うふうに私はとらえているんですけど、それでいいでしょうか。

この紙の教科書からデジタル教科書の導入、本町学校教育の大転換と考えます。このデジタル教科書の導入に向けて、調査研究検討するための有識者会議なる組織は、立ち上げて、調査・研究・検討を進めてきたか、お尋ねをいたします。

○議長（塩釜俊朗議員） 教育長。

○教育長 上園議員のご質問にお答えいたしたいと思います。

デジタル教科書の導入に向けた調査・研究というものは、教科書が国家基準となっていることから、文部科学省が平成30年から調査・検討を進めているところであります。

それらを踏まえ、令和3年の制度改正以降、児童生徒の教育の充実に必要性が認められる教育課程の一部において使用できることや、障害のある児童生徒の学習上の困難の程度を軽減させる必要があると認められるときに、教育課程の全部、または一部においてデジタル教科書を使用できることとなり、国が指針を示して国家基準としているものであります。それで、南種子町も令和3年度から国の実証事業に参加しており、全国の市町村の自治体が、デジタルの教科書の使用による学習効果や、その検証、運用上の課題解決、効果的な活用方法、或いは機械等の不備、そういったことなどをすべて情報提供をして、今の指針になっているところであり、全国市町村で有識者会議を立ち上げてあるところは今のところございません。

○議長（塩釜俊朗議員） 上園和信議員。

○8番（上園和信議員） その有識者会議というのは立ち上げていないと市町村段階ではということですが、文部科学省の有識者会議、デジタル教科書の今後のあり方等に関する検討会議は、2021年令和3年3月に小学校の教科書は次に改定される2024年、令和でいうと令和6年度のタイミングを、デジタル教科書を本格的に導入する最初の契機にすべきだ。との中間提言をまとめているようあります。

この有識者会議の中間提言について、文部科学省が意見募集を求めたところ、多数の意見が寄せられたということです。

紙に代わる教科書として期待する声よりも学習効果の検証が足りないなどといった、本格導入には慎重な意見の方が多く集まつたということであり、先ほど教育長がもう答弁をしましたようですが、通告をしておりますので、それに基づいて質問をいたしますが、教科書は、紙とデジタルどちらがいいか。

実際に授業に当たる先生たち、そして児童授業を受ける子どもたちの生の声は聞いてきたでしょうか、教育長にお尋ねいたします。

○議長（塩釜俊朗議員） 教育長。

○教育長 南種子町でもその声をですね、文科省の方に数値として提供を隨時して、今に至っているところであります。

そして、この国家基準ですので、紙が良いか、デジタルが良いかといったようなものはですね、まず、何よりもそのデジタルは紙に基づいて作っている同じ内容でありますので、変わることはないわけです。内容自体は。ただ使い方がどうかということであります。

そこで国の実証事業においても、まだ、その資質能力とか記憶力とか、或いは定着度といったようなこと等はまだ研究成果として挙げられていないために、優劣をつけるものはよくないとの見解がなされており、文科省においては、紙の教科書を使用する、そして学習者用デジタル教科書が効果的な機能である、表示の拡大、音声読み上げ、動画の再生、教科書準拠問題のドリルなど、子どもたちの学習効果を上げることも可能といった、そういう国の方針に基づき使用することとしているため、どちらがよいかと選択するものではないというふうになっているところであります。

もう少し加えますと、まだその研究成果をですね、今後見極めなければならぬと、デジタル教科書で、本当の力が身につくかどうか。或いは紙でないとやはり一覧性とか書物に対する親しみとかいろいろありますので、そこらも十分検討した上で進めていくということで、もう少し長い期間の調査・研究が教科書活用におけるワーキンググループがありますけれども、もう4、5年経ってますけど、まだ長くかかるのではないかというような結論が出ているようあります。

○議長（塩釜俊朗議員） 上園和信議員。

○8番（上園和信議員） まだ本格的導入じゃないということですかね。教育委員会管理課に行ってですね、町内の中学校の現状についてお尋ねをいたしました。

そこで、小学校は教科書改訂年度に合わせ、国語、社会、理科、算数、英語の5教科について、令和6年度からデジタル教科書を導入しています。

中学校については、教科書の改定年度の令和7年度、今年度ですねにあわせて、国語、数学、社会、理科、英語、5教科について、デジタル教科書を使用しての学習が開始されているという説明であります。

何か今教育長の答弁を聞いてると本格的には実施はしていないと。いうふうに私はとってるんですが、デジタル教科書、紙に皆さん親しんできましたよね今まで。紙とデジタル教科書を併用して、今は使ってるところいうふうに理解をしてよろしいですか。

○議長（塩釜俊朗議員） 教育長。

○教育長 今、上園議員がおっしゃるように、紙を使うことが義務づけられており、そして、デジタル教科書も全教科使うことができるようになってますが、補助対象がまだ全教科に行き当たっていない部分があります。けれども、もうタブレットで見ることができますので、主要教科、国、社、数、理、英はもう見ることができるわけですが、教科書を使って、デジタル教科書を使うということが義務づけられているということあります。なのでハイブリッドでどちらも使ってよいと。教科書を使わないでデジタル教科書だけということは、まだ許されていないということあります

○議長（塩釜俊朗議員） 上園和信議員。

○8番（上園和信議員） わかりました。

小学校は令和6年度から、中学校は令和7年度から、このデジタル教科書を使っての授業が本格的に実施をしたと、いうに私はとらえていますけど、そうじゃないということですね。

○議長（塩釜俊朗議員） 教育長。

○教育長 教科書は4年に1回教科書改訂をしますので、その紙に基づいてデジタルを作るものですから、小学校は、昨年度の6年度に教科書改訂が行われましたので、それに基づいてデジタル教科書も一緒にタブレットで見れるものが、導入されたということであり、中学校は、今年度から教科書が改訂されましたので、それに基づいてデジタルも同じ会社がそれに基づいた同じものをデジタルで発信したということになっているわけです。

おわかりでしょうか。はい。

○議長（塩釜俊朗議員） 上園和信議員。

○8番（上園和信議員） わかりました。

次の質問に入ります。学校給食における食物アレルギー対策についてであります。新学期が始まって2ヶ月ほどが経ち、子供たちも楽しく学校生活を送っているようあります。

特に新1年生は学校給食も始まり、美味しくいただいている姿を想像するところであります。鹿児島県内の小中学校高等学校などで食物アレルギーのある児童生徒は、2024年、令和6年9月時点で全体の3.8%にあたる5,980人いることが鹿児島県教育委員会の調査でわかったということであります。

南種子町の児童生徒にも当然、該当者はいるものいるものと思います。鹿児島県教育委員会は、心当たりや不安のある保護者は学校に連絡するよう呼びかけていますとのことであります。

児童生徒の食物アレルギー疾患、食中毒防止に対する取り組み、その基本方針をお示しください。

○議長（塩釜俊朗議員） 教育長。

○教育長 上園議員のご質問にお答えいたしたいと思います。

食物アレルギーを有する児童生徒への対応として、本町では食物アレルギー対応マニュアルを作成し、食物アレルギーを有する児童生徒やその保護者が、学校生活に対する不安を解消して、安心して学校生活を送ることができるよう努めているところです。

具体的には、対象者が医療機関を受診し、医師が記入した学校生活管理指導表というものがあります。それを提出してもらい、学級担任、養護教諭、栄養教諭、保護者との合同面談において、給食での対応を協議し、学校とも連携を図りながら、保護者の要請によって、できる範囲における除去食代替食の対応を行っているところであります。

また、調理にあたっては、調理器具、食器類は一般給食との区別を行い、別使用とし、調理員配置について、アレルギー担当を割り振るなど、調理員、学校、学級担任などのチェック体制を幾重にしてアレルギー食物の混入を防ぐ対策をとっているところであります。

食中毒の対策についても学校給食法に基づいたですね、学校給食衛生管理基準というものがありまして、それに即して、衛生管理体制や施設の整備管理、調理の経過における衛生管理、それから給食従事者の健康管理など、食中毒防止に努めているところであります。もっと具体的なことにつきましては、給食センター所長に答弁をさせます。

○議長（塩釜俊朗議員） 給食センター所長。

○給食センター所長 それでは具体的な取り組みについて説明をいたします。

先ほど教育長の方から答弁がありました学校給食衛生管理基準というのがありまして、これは学校給食施設及び設備の整備及び管理、調理の過程等における衛生管理、衛生管理体制、衛生検査、の大きく4つの項目に分かれています。

具体的な取り組みとしましては、「調理従業員の健康状態、服装等の確認」、「原材料納入の際の外観、臭い、包装の状態、期限や保存方法などの表示確認」、「原材料を保管する冷蔵庫、冷凍庫保管室の温度確認」、「シンク、調理器具の洗浄、消毒の確認」、「搬出、搬入時刻の記録」、「廃棄物処理の確認」など、作業前、作業中、作業後のそれぞれの工程において他項目にわたるチェック記録などを行っているところです。

以上です。

○議長（塩釜俊朗議員） 上園和信議員。

○8番（上園和信議員） この食物アレルギーというのはですね、ちょっと調べてみましたがところ、特定の食物を摂取することによって、皮膚呼吸器消化器、或いは全身に生じるアレルギー体のことだそうです。

原因物質は多岐にわたり、学童期では鶏卵、乳製品だけで、全体の半数を占めているようあります。

実際に学校給食で起きた食物アレルギー発症原因物質は、甲殻類カニとかエビ類ですね、それから果物類、特にキウイフルーツが多くなっているということあります。

鹿児島県教育委員会は、食物アレルギー疾患に心当たりや不安のある保護者は学校に連絡するよう呼びかけているようです。

南種子町教育委員会はどのような方法で呼びかけていますか。

○議長（塩釜俊朗議員） 教育長。

○教育長 流れは申しましたけど具体的には給食センター所長に述べさせます。

○議長（塩釜俊朗議員） 給食センター所長。

○給食センター所長 食物アレルギーを有する児童生徒の把握については、入学前の健康診断の際に、食物アレルギーの有無について保護者に確認をしております。その後、医療機関を受診をしていただいて、医師が記入した学校生活管理指導表をもとに、学級担任、養護教諭、栄養教諭と保護者との合同面談を行って、給食での対応というのを協議しているところです。

○議長（塩釜俊朗議員） 上園和信議員。

○8番（上園和信議員） 次の質問に入ります。

2025年令和7年度熱中症警戒アラート発令は、4月23日から10月22日まで。熱中症の重篤化を防止するため、労働安全衛生規則は改正をされ、2025年令和7年6月1日から施行されているようです。この改正によって、次の措置が事業者に義務づけられているようです。

熱中症の恐れがある労働者を早期発見し、連絡できる体制を作る搬送などの手順を事前に作成・周知することが求められている、とのことであります。想定する作業は暑さ指数が28度以上。気温31度以上の環境で、連続1時間以上か1日4時間を超えるもの、対策を怠った場合は罰則が課されるということです。学校給食センター調理場の環境衛生と暑さ対策、万全に講じているか、お尋ねをいたします。

○議長（塩釜俊朗議員） 教育長。

○教育長 上園議員のご質問にお答えいたします。

給食センター調理場の環境衛生については、先ほどの「食中毒防止に対する取り組み」と同様、学校給食法に基づいた学校給食衛生管理基準に照らし、設置設備の管理を行っているわけです。

暑さ対策については、換気扇による排熱、湿度計・温度計の設置の他、昨年から作業時に空調服を着用するなどの対策を講じているところです。

また、激務による1時間においては守ること、それから4時間というのではありませんので、そこは休憩が入っていますので、そういうこと等を踏まえて行っているところです。

また、水分及び塩分の補給を定期的かつ容易に行えるよう、飲料水を備え付けてございます。また、作業中におけるこまめな水分補給の励行と、日頃からバランスのとれた食事摂取、十分な睡眠確保など体調の管理に留意するよう指導しているところでございます。

議員がおっしゃるように、本年6月1日に施行された改正においてはですね、給食センターの調理業務を民間事業者に業務委託したソリューションズの方で「熱中症による健康障害の防止」、更には、「健康障害に陥った際の体制の手順」、「関係者への周知」の仕方などについて、張り紙提示をしたりして研修をもうすでに行っており、必要な措置を講じているところであります。給食センター、教育委員会とも連携をとって進めているところでございます。

○議長（塩釜俊朗議員） 上園和信議員。

○8番（上園和信議員） 給食センターの調理場は、火を使う関係で、これから時期はもう室温が40度以上室温があがるんじやないかと、そういうことで私、事前にもですね、エアコンを設置をお願いするということで一般質問でも取り上げており

ますが、そのエアコンはまだ設置をされてない。みたいですね。

そういうことを申し上げて、次の質問に移ります。

地域医療の充実対策についてであります。

広報みなみたね 2025 年 4 月号 8 ページから 11 ページの記事を参照に質問をいたします。

記事は公立種子島病院の運営状況。今朝、今日、町長が行政報告でも申し上げましたが、令和 6 年度 2 億 7,600 万円の赤字決算を予定しており、令和 6 年度当初に 2 億 7,000 万円ほどあった現金預金は、年度末には 2,000 万円前後まで減少することが予想されます。このまま病院を経営するというのをもう限界の状態に來るということをまずご報告いたします。

医師確保についても何とか確保できましても、勤務数ヶ月でお辞めになられたケースもあり、なかなか継続的に勤務していただける常勤医師を確保することには繋がりませんでした。との書き出しあります。

公立種子島病院の医師不足による病院経営、深刻な状態に陥っているようであります。

そこで質問ですが、公立種子島病院、現在の診療体制についてお示しをください。

○議長（塩釜俊朗議員） 町長。

○町長 ご質問にお答えをいたします。

今朝、行政報告の方で決算については確定をしたので、以前の報告よりも確定をした数値について述べさせていただきました。

公立種子島病院の状況につきましては、報告を申し上げましたので重複する部分もございますけれども、現在の診療体制といたしましては、医師につきましては、常勤医師が 1 名、非常勤医師が 1 名の計 2 名でございます。

その他定期非常勤として、鹿児島大学より眼科、耳鼻咽喉科、小児外科、整形外科、消化器内科の医師の派遣をしていただくとともに、個人病院よりリウマチ科と精神科の医師にも月に 1 回から 2 回の勤務をお願いをしているところでございます。また、研修医といたしまして、鹿児島市立病院や大阪市立池田病院の他、今年度から防衛医科大学及び自衛隊中央病院の方からの受入れも、5 月末から開始をいたしまして、今後は概ね各月に 2 名の研修医の受入れが予定をされているところでございます。

外来の診療状況といたしましては、内科、それから小児科、眼科、耳鼻咽喉科、リハビリテーション科、整形外科、精神科の診療と透析患者の受け入れを行っており、令和 6 年度の外来患者数は 3 万 5,652 人でございまして、対前年度比で 3,401 人の増となっているところでございます。

次に、令和6年度の入院患者数につきましては、9,990人でございまして、対前年度比で2,673人の減となっているところでございます。

なお、入院患者数の減の要因につきましては、これまで報告して参りましたがご承知のとおり、11月以降、常勤医師不足により入院患者数に制限をかけていることによるものでございます。併せて、救急患者の受け入れについても、常勤医師不足により受け入れが困難となっていることから、体制が整うまでの期間、救急病院に関する申し出の撤回を行い、心肺停止等以外の救急の受入れを停止をしているところでございます。

以上です。

○議長（塩釜俊朗議員） 上園和信議員。

○8番（上園和信議員） 何とか町長の努力によって、何とか維持はできていると。でも限界の状態であるということあります。

この公立種子島病院は、南種子町立の診療所として、今から42年前の昭和58年、1983年3月に開設して診療を開始をしたところであります。

開設当時からこれまで、鹿児島大学病院、自治医科大学の全面支援と援助によって、安定して医師派遣を受け順調な病院経営を続けてきました。派遣されるお医者さんも立派な先生たちで、内科・外科ともに充実し、中小規模の病院としてはかなりの程度の急性期疾患や救急患者受入、手術にも対応してきており、種子島南部地域医療の充実につながってきているところであります。

が鹿児島大学医学部出身で、本町地域医療に専念をし、南種子町診療所時代から病床数60床という病院を築き上げ、医師としての技量の高さと実績ある当時の病院長、当時の病院管理者が理由もわからぬまま院長職を解任してしまった。今から10数年前の出来事であります。

医師の安定した確保はできない。このことは現在にも大きく影響し、尾を引いてきているのではないかと考えます。

令和7年3月定例会、行政報告で行った公立種子島病院の民営化計画、その後どう進めているか、町長にお尋ねをいたします。

○議長（塩釜俊朗議員） 町長。

○町長 上園議員のご質問にお答えをいたします。

議員からもご指摘がありましたとおり、以前、当時の鹿児島大学医局所属の病院長を解任をした事実がございました。

また、当時は病院議会や南種子町議会において、そしてブログなどによる病院を政争の具材とした議員、町民も巻き込んでの病院攻撃などがございました。このことが今もなお大きく影響しているのも事実であろうかと思います。

さらに、現在も公の政党名を使って街宣をするなどの動きも見られておりますが、また以前のようなあやまちを繰り返そうとするような動きがあつてはならないと思いますし、両町民の皆様方には、先ほど行政報告でも申し述べた現状などをしっかりと真実をお伝えをし、ご理解をいただきたいと思います。

それでは今後の病院改革についてであります、先ほどの行政報告でも申し上げましたので重複する部分がございますが、指定管理者制度の導入につきましては、2月25日に開催をされました公立種子島病院組合議会定例会におきまして、「公立種子島病院組合公の施設の指定管理の手続き等に関する条例」の制定についての条例案を可決いただきましたので、2月25日同日付で関係する規則とあわせて「公立種子島病院指定管理者選定委員会設置要綱」を施行をして参りました。

その要綱に基づきまして、3回の指定管理者選定委員会を開催をし、「公立種子島病院組合指定管理者制度に係る基本方針」といたしまして、『これまでの種子島南部医療圏において、地域の医療を十分に理解をし、貢献いただいた法人から施設設置の目的に最も効果的かつ安定的に達成できると認められる法人に限定をするための非公募による選定方式を採用をすること』や、「指定管理者の候補者の選定」では『令和6年3月に策定をいたしました公立種子島病院経営強化プラン』との整合性を重視したうえで、医療法人徳洲会を全会一致で候補予定者とした』ということ、及び「同法人より提出された指定管理者申請書類に基づいて審査を行い、各委員の採点表を集計をいたしました結果、総得点が基準点を大幅に超えていたため、医療法人徳洲会を指定管理者候補として選定をした。」との委員会からの報告がございましたので、この選定委員会からの報告をもとに、先々日6月10日に開催をされました公立種子島病院組合議会臨時会におきまして、「公立種子島病院の指定管理者の指定について」の議案を上程をいたしまして、1名の議員の反対がございましたが、多数の議員の賛同によりまして議決をいただきましたので、医療法人徳洲会を指定管理者とすることが正式に決定をしたところでございます。

今後は、両者による管理内容や条件等についての詳細協議を行ったうえで協定書を締結をし、令和7年10月1日からの指定管理者制度による指定管理の開始を予定をしているところでありますが、早急にここについては始められるように要望をしているところであります。

本町の病院議会議員、塩釜議長、そして福島議員、川内田議員にも、個々の事情と病院の内容についてはご理解をいただきまして、賛成をいただきました。

そしてまた、これまで上園議員、柳田議員にもこれしつかり町長やってくれということもお声をいただいておりましたので、このご理解については感謝を申し上げたいというふうに思います。

はい。以上でございます。

○議長（塩釜俊朗議員） 上園和信議員。

○8番（上園和信議員） 住みよいまちづくり、直面している人口減少や少子高齢化の進行、大きく進展する宇宙開発への全面支援と協力体制づくり、医療の面から公立種子島病院の果たす役割は大きなものがあります。早く経営を軌道に乗せなければなりません。このように考えております。

昨日の朝ですねインターネットで、こういう記事が配信されております。

「公立種子島病院、10月から徳洲会に運営委託。現在の常勤医師1人で安定化を目指す。医師会との関係を不安視する声も」こういう見だしであります。

記事は、公立種子島病院組合会議は10日、今町長ご説明した内容ですが、10日っていうのは6月10日のことだと思います。指定管理者に医療法人徳洲会を選定し、10月から運営を委託することを決めた。委託によって安定した医師確保と医療提供を目指す。指定期間は2040年3月末。で、同日、6月10日の関連議案を可決した。これ、病院議会議員で可決をしたと。いうことだと思います。

今後、委託の内容を詰めて正式に契約する。このような内容であります。

非常に町民にとってはうれしい、やっぱり元気の出るですね、新聞報道だったと思います。

徳洲会ほぼ決定ということですが、町長前に進めて欲しいと思います。

それでさっきからの不穏な動きがありますということですがどういう動きがありますか、ですね。答弁がしたくなかったらそれでいいんですけど、ちょっとそれを知りたかったもんですから。

○議長（塩釜俊朗議員） 町長。

○町長 これまでずっと経緯については説明をして参りました。

この後7年度については、大体これまでの状況を試算をいたしますと、およそひと月2,800万ずつの赤字が出てくるということが想定をされております。

これをずっと10月というふうに私どもは目指してやっておりますけれども、一刻でも早くこれはやりたいということで、そこを目指して早くできるのであれば、医師のまづ派遣からでもこれを早くやっていただかなければ、今の現在のお医者さんが9月末で退職をされますし、そして院長についても8月の初旬ということですから、これを早急にやりたいということで今お願いをしているところであります。これは10日の病院議会でご決定をいただきましたので、これを正式な中身について交渉をし、協定を結ばせていただく方向にこれから進むということであります。

私が不穏な動きというのは、こういう全然もう時間的余裕もありません。そして、これまでの病院改革プランも、これは国が示したしっかりとした、そういうあるべ

き姿で、協議もしてまいりましたし、県との協議もしてまいりました。

そして、この調整会議の中でもご決定をいただいて公立病院については 60 床をしつかり維持をするんだということも決定をいただき、そして県、国にもこの策定したプランはしつかりと届けておるわけであります。

しかしながら、これが今度はそのプランに基づいた 60 床を維持をするということについてですね、ただ単に病院議会だけで決めてるとか、なんか住民にも両町民をないがしろにしてるとかですね。こういう街宣が、今、行われているということですよ。これが国の大好きな公の政党名を使ってるということは、私はこの地方の医療を全くわかってない。本当に私に言わせると、地方を無視したこういう政党って本当にあるんだろうか、というそういう思いをしているところであります。それでそういうことを申し上げましたが、またこういうものに振り回されて、この病院がいつまでもしつかりとした病院に築き上げられないというのがまず問題だと思います。

今回もこういう事実、そしてまた手順を踏んでしつかりと説明をしてまいりましたが、各両町からのこの選定委員会の委員の皆さんも総務課長はじめ、それぞれの町の代表として担当する課長が入っているわけですから、ここは私ども両町長のやっぱりそこに影響があつてはいけないわけです。独立をしたそういうちゃんとした選定委員会ですので、そこは、私はずっとそのように申し上げてきました。そして各委員の皆さんもそれぞれがいろんな情報を受けて、そして、しつかりと責任を持って判断をされたことありますので、そして、その判断をされて、決定をしたことが私に報告がありましたので、病院にこれを上程をしたわけであります。病院議会に上程をしたわけであります。

そういう中で、前回のこの合意に対する同意を、取っていただいたときには、反対ではありませんがとか反対の立場での採決は何もございませんでした。全会一致でこれには同意いただきました。

今回はこういうことが出来たということはそれはいろんな考えがあるんでしょうけれども、私にからの感じで言いますと、ただ理由が明確でない中で、徳洲会に對してやっぱり反対なのかなあという。それで何かの力が働いているのかなという。そういうちょっと疑問点というか、そういうものがちょっと感じられたところでございました。そのようなことがあったものですからこういうことを申し上げたところであります。

そして議員からただいま、この病院の今後の改善、そういう課題についての話でありますけれども、この病院の経営が悪化をしている最大の要因というのは、やっぱり常勤医師が不足をしていることだと思います。

それで、一番は昨年院長が亡くなられ、ここにあれだけ頑張っておられた院長先生がいない。そしてまたその代わりの医師が不足をしているということが原因でありますので、現状では、これでも常勤医師不足による入院患者の制限をかけたりしておりますから、そして、また、救急患者の受け入れも停止されないせざるをえない状況であって、当然こちら辺で経営的には悪くなってくるわけであります。

そういう意味で、ここがしっかりととした指定管理制度が契約ができてそういう方向に行くということになれば、医師についても複数名の常勤医師を安定的に確保することによって、この懸念点が改善をされ、経営的にはよくなっていくものと私は考えておりますし、ぜひそうなるように先方の方とこれから交渉していくことになろうかと思います。

また、医療法人徳州会は全国で 200 を超える病院等の運営を行っておりまして、その中には指定管理者として管理をする公立の病院や診療所も含まれております。指定管理者制度の導入によって、公設公営からの公設民営に変わり、慢性的な赤字経営、医師不足、建物設備の老朽化と目も当てられない状態から、公立病院をV字回復させている実績もあります。

さらには徳洲会グループのスケールメリットを活かしたコストの削減も期待をされますので、指定管理者制度により医療法人徳州会に指定管理をお願いをしていくことで、今後は経営も改善をされていくものと考えております。

○議長（塩釜俊朗議員） 上園和信議員。

○8番（上園和信議員） ですねやっぱり町長不穏な動きに振り回されることなくですね、信念を持って、前に進んでいって欲しいと思います。

このマスコミ報道によると、公立種子島病院に本年 10 月から離島医療に実績のある医療法人徳州会に、運営を委託するとの内容であります。

診療内容も充実し、常勤医師を安定的に確保でき、種子島南部の地域医療はますます充実することになります。

話は変わりますが、屋久島町にも徳洲会病院があります。この病院長はですね、以前、南種子町診療所時代の院長先生であった山本先生が病院長を務めていたようですが、今はどうかわかりませんが、この屋久島徳洲会病院ともしっかりと連携ができるというメリットもあります。

町長にちょっと申し上げておきますが、やっぱり南種子町の議会にもですね、しっかりとこう説明をして、そういう説明が欲しかったなと思います。この件に意を唱える議員はいないと思います。しっかりと前に進めて欲しいと思います。

次の質問は、もうめどは確定をしましたので、次の質問を通告に入れておりましたけれども、広報みなみたねと 2025 年 4 月号 8 から 11 ページの記事。医師の招へ

いに繋がると考えるか、町長の率直なお気持ちをお聞かせください。これは議長の許可をいただいて、割愛をさせていただきます。

この病院経営については今後受託内容等を両者で決めて、詰めて正式に契約することになりますが、素案ができましたら、その前にですね、やっぱり南種子町中種子町両議会にも説明をして欲しい素案示していただき、議員も納得する形で正式契約を交わすと。このことを申し上げ、私の一般質問を終わります。

何かあつたら町長、答弁をまだ時間が 6 分ありますよね。

○議長（塩釜俊朗議員） 町長。

○町長 行政報告では、これまで公立の病院の議会の方もそれぞれ両町から 3 名ずつ入っておりますので、極力考えをしっかりとお伝えするために、わざわざ私は議案の審議だけではなくて、病院の方でもこれまで行政報告で詳しい内容を報告をさせていただいてます。

そして、あわせて本町においては、やっぱりすべてを事実をお伝えをする方法としては、やっぱりこの議会で冒頭、行政報告でしっかりと報告をするというのが一番しっかりと伝わることで、そしてまた、広報によって町民の皆さんにもしっかりとした活字でもってこの事実をお伝えすることができるという判断で今やっておりましたので、今後、この協定に向けて、交渉事でありますけれども、詳しい部分が出て参りましたらこれは当然中種子町長も副管理者でありますし、両町の方にもどういう内容だということはそれはお知らせをしていくことにはなろうかと思います。

これまで医師の確保対策については、いろいろ私も県や大学病院、いろんなところに継続をして、医師会にも要望して参りましたが、なかなか非常に難しいところで地域枠にしき、いまだにこういう配置というのはもうかなわなかつたところであります。ですから、これはもうここに進むしかないというのが、道はここしかないという、そういう思いでやってきております。そして、やっぱりこの住民の命を守っていくためには、何とかここをしっかりとやらないと、プランにもちゃんと策定をされておりますとおり、この病院をそういう病院で守っていくということが、一番人口減少対策であったり、この町のやっぱり活性化地域振興には欠かせないものであって、いつも申し上げてますが、医療・福祉・教育は一番ここには 3 点セットでしっかりとやる部分だと思います。

中身いろいろ申し上げて参りましたが、もちろん、私どもは、ただ大学病院だとかどこそこを批判をしてるわけではありません。鹿児島大学からは、先ほども申し上げたとおり眼科であつたり耳鼻咽喉科であつたり、小児外科・整形外科、それから消化器内科や、定期非常勤医師も派遣をしていただいております。そして小児外科のお医者さんには外来診療に合わせて宿直も引き受けていただいておりますので、

その辺については大変感謝をしているところであります。

ただ、この常勤医師の確保というところがいまだに厳しい結果でありますので、ここを解決をしなければ、公立の建て直しには繋がらないものだと思っております。いつも申しておりますけれども、医療は地域住民のためにあるべきで、町民の方々が望まない、そういう理解を得られない、そういう方向に進むということがあってはならないというふうに私も思っておりますので、引き続きご支援ご協力をお願いをしたいというふうに思います。

先ほどの行政報告で申し上げましたが、私としては、しっかりとぶれることなく、私の政治生命をしっかりとかけるつもりで、このことはしっかりと決着をつけるように努力をして参りたいというふうに思います。

○議長（塩釜俊朗議員） 上園和信議員。

○8番（上園和信議員） これで、私の一般質問を終わります。

○議長（塩釜俊朗議員） これで上園和信議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩します。再開を午後1時30分とします。

休憩 午後 0時33分

再開 午後 1時30分

○議長（塩釜俊朗議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、濱田一徳議員。

[濱田一徳議員登壇]

○9番（濱田一徳議員） お疲れ様です。

午前中に引き続き私の一般質問を行いたいと思います。

一般質問に入る前にですね、ちょっと地元のPRをしたくて、準備しました。

皆さん門倉岬に行く道路ですね、今アジサイがとっても綺麗です。アジサイの花を残して草を綺麗に刈ってくれてるもんですから、皆さんもぜひ一遍は通ってですね、そして地元の人にPRをしてください。

それと田代のホタルを見に行きました。私が行ったときですね、私と同年配のご夫婦の方が、インターネットで調べたら田代が綺麗だということで来ましたと言ってですね、ホタルを見に来てました。皆さんもホタルを見るぐらいの余裕を持って仕事をしていただいたらいい仕事ができるんじゃないかと思いますので、地元のPRと思って聞いてください。

それでは私の一般質問に入らせていただきます。

1番目の防犯防災対策ということで4点ほどお願いをしたいと思います。

まず、1点目の災害時の避難所に指定されている地区公民館の設備の充実についてということで、今後、南海トラフ地震をはじめ、梅雨どきの大雨、台風シーズンなど、町指定の避難所の使用が予想されます。

避難所生活では個人のプライバシー保護への配慮が必要ですが、集団生活においては当然制限もあります。制限はできる限り必要最小限度にしようと行政も取り組んでいることと思います。

幸い本町では、これまで長期にわたり避難所で生活したという例もなく、特に重大な問題も発生していないと聞いております。

しかしながら、大雨や台風で避難所を利用した人の話を聞くと、短い時間だからと、我慢している状況も伺いました。

そこで次の2点について取り上げてみました。

現在、西之の公民館を含めてですね、男女の便所が同一箇所に設置されているところがあります。男性にとっては、特に意識はせず使っているのですけども、公民館の総会等ですね、女性の使用が見られません。これこそ短い時間ですので我慢している方も少なからずいるのだろうと思っております。

台風などで避難してきた場合を考えたときに、避難所での生活は少なくとも1昼夜に及びますので、対策が必要ではないかという思いでございます。

また、犬猫の動物を家族の一員と思っている方もおり、避難所への避難をためらう人もいると思います。

このような方々が何の憂いもなく、避難所に避難できるよう動物の持ち込み対策なども考える必要があるのではないかと思います。

先を見越してできるところから順次計画を立てていくべきであり、特に便所の問題は、防衛省からの再編交付金等を活用し、改築できないでしょうか。

また、動物の持ち込みについては、賛否両論あると思いますが、動物を入れるゲージの持ち込み、動物専用スペースの設置などを検討すべきではないかと思いますが、行政としてどのように考えているか答弁をお願いいたします。

○議長（塩釜俊朗議員） 町長。

[小園裕康町長登壇]

○町長 それでは濱田議員のご質問にお答えをいたします。

本町の指定避難所のうち、地区公民館を含め、男女のトイレが明確に分離されていない施設が複数存在をしているようでありまして、避難所におけるプライバシーや安全性の確保の面で課題があると認識をしております。

災害時には心身ともに不安定な状態のもと、避難生活を送らねばなりませんので、

避難所の環境整備や住民の安心感の確保や避難生活の質の向上に直結する、非常に重要な要素だと思っております。

ご提案いただきました、男女別トイレの整備については、施設の構造や現在の利用実態を踏まえたうえで、計画的に対応すべき課題と認識をしておりまして、今後地域との協議や施設の実態調査を行いながら、公民館等の避難所機能の段階的な強化を検討をして参りたいと思います。

また、災害時におけるペットの同行避難についても、近年、全国的に重要性が高まっている課題でありまして、災害関連死や二次被害の防止の観点からも、一定の対応が求められてきております。

本町においても、現行の避難所運営マニュアルにおいては、原則として「同行避難」を認める方針を示しておりますが、実際には受け入れスペースの確保や、他の避難者との関係、衛生管理等において様々な課題が多く、具体的な運用方法の整備が今後の課題であるというふうに思っております。

災害時において、誰もが安心して避難できる環境の整備は行政の責務でありますので、今後も引き続き、住民の皆様の目線に立った避難所のあり方についてはしっかりと追求し、その機能向上に努めて参りたいと思います。

再編交付金の話もございましたが、これについて活用できるものできないものいろいろありますので、そこも含めてですね、こういうものを整備をするときには、再編交付金と言わず、いろんな形を模索をしなければなりませんので、それも含めて検討させていただきたいと思います。

○議長（塩釜俊朗議員） 濱田一徳議員。

○9番（濱田一徳議員） 積極的な答弁ありがとうございます。

最初でちょっとお断りしておきます。最近、部分入れ歯を作ったものですからどうも舌が回らずにですね、聞き苦しいところがあると思いますけどもご勘弁ください。

2番目ですね、防犯カメラの設置に関する考えはということで、今月5日に防犯組合総会がありましたが、種子島の犯罪は前年約10件増加のことありました。幸い本町においては減少しているとの説明がありました。

また、新聞報道ではですね、西之表市のたばこ税が前年度を大きく上回り、既定税収を超えた1,000数百万円を県に納めるとの記事も目にしました。数字で見る犯罪と体感治安は違いますが、少なからず島内の生活に馬毛島の自衛隊基地整備で島外からの人口導入が各方面に影響を与えていることを物語っているものではないかなど考えております。

そこで、安心安全なまちにするためにも全国各地でですね、防犯カメラの設置が

進められていますが、本町でも計画的に防犯カメラを設置すべきではないかと考えます。

防犯カメラの設置と言えばですね、プライバシーの侵害、或いは監視社会と言われる方もおりますが、防犯カメラは名前のとおり、防犯のためのカメラです。

高齢化社会に対応した安心安全な地域の実現にも、防犯カメラは今後ますます必要度が増してくるものと思います。カメラの活用方法等については、要綱を設置するなどしっかりと明文化し、住民の理解を得られるようにして設置すべきだと考えております。

先日の防犯組合総会で、今年度、九州電力の協力で町内に2基設置しようかとの案が浮上していましたが、今後のこととも含め、行政の考え方を聞かせてください。

○議長（塩釜俊朗議員） 町長。

○町長 濱田議員のご質問にお答えをいたします。

議員ご指摘のとおり近年の犯罪は巧妙化、そして多様化が進んでおりまして、さらに高齢化社会の進展に伴って地域での見守りの必要性が高まる中、安全・安心な地域づくりに向けた対応がこれまで以上に求められてきているところでございます。

そのような状況の中で、防犯カメラは、犯罪の抑止や発生時の早期対応、高齢者や子供たちの見守りといった観点からも、有効な手段であるということは認識をしております。

本町では現在、一部の公共施設や民間施設において、防犯や監視を目的としたカメラが限定期に設置されておりますが、町全体の防犯対策としての網羅性や整備の方向性については、十分とは言えないのが現状であります。

一方で、議員からもありましたとおり防犯カメラの設置については、住民のプライバシー保護の観点から、設置後のまた維持管理費用の確保といったいろいろ現在の既存のものについても課題もあるようありますし、これは町としても慎重に検討を進めていく必要があるということと、皆様方にもここら辺の考え方については若干これまでと変わった部分もありますので、しっかりと1回議論をする必要があるのだろうというふうに思います。

そうした中で、現在本町では、町の防犯組合と連携をし、株式会社九電送配サービスが提供をいたします街路灯付き防犯カメラサービス、「Q-ミテル」の導入を進めているようあります。

防犯組合でもこの計画については説明いたしましたが、これは九電送配サービスの電柱に街路灯と一体的に一体型の防犯カメラを設置をするもので、申し込みから運用開始までの手続きを同社が代行をして、最短で1ヶ月という迅速な導入が可能だということでありました。

また、5年間の保守管理費用が不要で、設置コストも安価であることから、町としても今後、この防犯面の関係については計画的な導入を進めていくことがいいのではないかということで計画をしているところであります。

こうした取り組みを通じて、犯罪の抑止とともに、住民の皆様がより安心・安全に暮らせる地域づくりというものについては、やっぱり最近、行方不明者の捜索もありましたし、いろんな観点から、こういう必要性というのは出てくるんだろうというふうに思いますので、それらをしっかりともう1回検証いたしまして、議論のうえ、ご意見を賜りながら、この安心に暮らせる地域づくりを目指してまいりたいと思います。

○議長（塩釜俊朗議員） 濱田一徳議員。

○9番（濱田一徳議員） 私も以前、防犯カメラについて、設置とこの町に防犯カメラを設置するにあたりですね、いろんな問題が発生して、それに対応した経験がございます。

要は、住民の理解を得るためににはですね、しっかりとこの防犯カメラはどういう場合に使うんだという、そういう要綱とか文字化したものを規定したものがあればですね、それによって、また十分住民の納得もいくんじゃないかなと。ただつけましたと犯罪が起きました、防犯カメラの映像提供します。とこれじゃなくてですね、その要綱なり、しっかりとしたものがあれば、非常にいいんじゃないかなと考えております。ぜひ前向きに検討して欲しいと思います。

次の質問に入ります。

3番目ですね、徘徊の恐れがある人の家庭家族へのG P S機器の推奨についてということで、3月に西之地区で高齢者の方の行方不明事案があり、まだ見つかっていません。

今後高齢化が進み、このような事案が増えるものと予想されます。

捜索活動を通じて、G P S機器や、或いは防犯カメラなどがあれば発見できたのではないかなど悔やまれるところでございます。これ、おそらく捜索に従事された皆さん方も、同じような考えを持ったんじゃないかなと考えております。

本町では、高齢化が進み、高齢者のみの世帯や或いは1人世帯も結構多いです。自宅の近くにそのような機器の取り扱い、或いは購入方法などに精通した身内の方がいれば、すぐに手続きなどもできますけども、残念ながらこのような機器に慣れていない人や、またそれが欲しくても自分ではどうしようもできない人たちもいらっしゃると思います。

現在では、安価で使用方法も簡単なG P S機器が販売されておりますので、行政が家族などへの購入の働きかけ、または行政で購入し、必要な人に貸し出すなどの

対策が必要ではないかなと考えております。

先ほど言いましたように、こういういいのがあるんだというのは十分わかってるんだけども、なかなかそれが自分たちでは、どうしようもどうしていいのかわからないというのが実情じゃないかと思いますんで、この点について行政の考えがありましたら、答弁をお願いします。

○議長（塩釜俊朗議員） 町長。

○町長 濱田議員のご質問にお答えをいたします。

ただいまありましたように本年3月に西之地区で発生をいたしました行方不明事案につきましては、今だ発見に至っておりませんで、大変痛ましい状況が続いているところであります。

まずは、関係者の皆様に心よりお見舞いを申し上げますとともに、改めて、認知症高齢者等の安全確保と地域による見守り体制の強化が急務であると強く認識をしているところであります。

この捜索に関わったときは、議員もおいででしたけれども、その時にも私どもも役場の関係者でそういう話をやっぱり後でしました。

今後は、一人暮らしの高齢者であったり、いろんなケースでやっぱりこういうことが心配をされるし、この対応というのは必要になってくるんだろうなという話はその時にしておったわけであります。

それでいろいろ調べさせていただきましたが、もう、今、GPSでもかなり値段的にも安いものもありました。早い取り組みをやられているところを全国ではいろいろあるようありますし、そういうところでは実際にそういうものを行政が今度対応するような仕組みであって、いろいろそれぞれでお考えになってるんだと思います。

それでこの本町においては、くらし保健課長の方とも話をいろいろ中身聞いてみたんですけども、地域包括支援センターを通じて、認知症またはその疑いのある高齢者の状況を一定程度把握をしておりまして、介護保険サービスや見守り支援などを通じて、個別の支援を今、行っているというふうに伺っております。

そして議員ご提案のGPS機能の活用についてですが、現在市販されている製品には、比較的安価で操作が簡単なものも多いということで、位置情報の確認が可能となっているようあります。

こうした状況を踏まえて、町社会福祉協議会では、徘徊等の恐れのある方のご家族等を対象にGPS機器の貸し出し事業を今年度から実施することとなりました。

行政としてもこうした支援策の一層の周知を図るとともに、地域の見守りネットワークのさらなる活用、そして警察・消防・福祉といった関係機関との連携強化に

より、こういう行方不明事案の発生時の対応だとかそういったものにですね、やっぱりこういうものがしっかりと發揮されて、向上させていくように努めてまいりたいというふうに思います。

その他にも施設においても、実際にちょっと職員が油断をしている隙に、外の方に外部に出られて、すぐ近辺にいたんですけども、そこを通行された方がちょっと見たという事案も、これはもう数年前ですけど、そういうこともあったということ私も記憶をしております。これが、いなくなってしまうともまた大変な事案になるんですけども、そういう意味では現在、そのスタッフがずっと四六時中見るのではなくて、衛星データですけれども、そのデータを使って、監視、これもプライバシーのことよく言われるんですが、ベッドから落ちたとか、その動きが綺麗な映像ではないんですけども、体温というかそれで察知して、いろんなことがお知らせができるような、そういうシステムもあるようあります。今回、1事業所に試験的にそれを使っていただくところもあります。ですからやっぱりこれはこういったものが、今後、大変必要になってくると思うので、そこは主管課長も踏まえて、しっかりと検討させていただきたいと、できることは4月の方からそういうスタートをしているというふうに報告を受けております。

○議長（塩釜俊朗議員） 濱田一徳議員。

○9番（濱田一徳議員） 積極的に対応方をお願いしたいと思います。先日、鹿児島の歯医者に行ったときにですね、鹿児島市がおかえりサポートシステムという、行方不明者の捜索に関する協力のやつをやっていたんですけども、LINEを登録していて、LINEでこう流して、鹿児島市なんか大きいですで、LINEで行方不明者の特徴とかそういうのを流して情報を収集するという、そういう取り組みもやっているようでございました。

やはりこれから先の高齢化社会においてはですね、そういうのも必要になってくるんじゃないかなという思いから、この質問をしたところでございます。

次の4番目に入りたいと思います。

屋外拡声器についてということで、過去にですね私2回ほどこれ取り上げたんです。これ南海トラフ地震が30年以内30年以内と言われながら、もう30年以内と言われてから何年過ぎたかなあと思ってるところなんんですけども、先ほども同僚議員の質問もありましたけども、南海トラフ地震が来た場合に、この9メートルの津波だというのが想定されてると。私は、一番心配してるのは世界一美しいと言われてるロケット基地へあそこ9メートルあるのかなとそこが心配なんんですけども、そういうのもあってですね、屋外拡声器のことについて再度取り上げてみました。

これはですね、防衛省の再編交付金がはじめて交付された3年前だったですかね。

一般質問で、自衛隊誘致には賛成してはる方も反対してはる方もいらっしゃると。この人たちが、今日、両方同じように共有享受を受けるものは何だろうかと考えたときに、防災面じやないかなあということで、この拡声器の話を一般質問でしたんですけども、1基500万円かかるということで、町内にも数ヶ所必要なところがありますと。いう回答をいただきました。

南海トラフ地震への危機が高まる中で、携帯電話の不感地帯解消。或いは屋外拡声器やサイレンの聞こえない場所などへの整備を急ぐということで取り上げたんですけども、この携帯電話の不感地帯についてはですね、先般、町長の方で総務省まで行かれまして、そしてNTTとも話をされたということですね、十分、今の時点では難しいんじゃないかなあというのは私も理解しております。

しかし、拡声器とかですね、或いはこのサイレンというのは、これは、やろうと思えば可能なのかなと。予算は確かにかかります。予算はかかるんだけども、この全くできないことはないと。要は行政でやっぱりこれ必要だよねと、みんな地元の話も聞いてつけるべきかなあという機運が高まればですね。可能だと考えております。

そこでですね、町長もいろいろと優先順位については考えていらっしゃると思うんですけども、ぜひ屋外拡声器、或いはサイレン、これについてですね、実際つけるかどうか、また将来的にどう思っているのかですね、町長の答弁をお願いいたします。

○議長（塩釜俊朗議員） 町長。

○町長 濱田議員のご質問にお答えをいたします。

災害時や緊急時における確実な情報伝達手段の確保は、住民の生命を守る上で極めて重要な課題であり、特に南海トラフ地震の発生が懸念される中、町としても喫緊の対応が求められていると認識をしております。

本町では現在、防災行政無線を活用した屋外拡声器に23基整備しておりますが、地形や天候の影響により、一部地域で放送が届きにくい、また聞こえづらいという課題があることは、町としても十分に把握をしております。

以前の一般質問でもお答えをいたしましたとおり、屋外拡声器1基当たりの設置費用は500万程度だというふうなことを私もこれまで伺っておりました。そして財源確保の課題もあって慎重に検討を重ねて参ったところであります。

しかしながら、この現行システムに使用されているメーカーの無線装置は、すでに保有期間が終了しており、新たに同一方式の屋外拡声器を設置をすることは不可能な状況になっているんだということを報告を受けました。

このようなことから、現在、屋外拡声器を含めた新方式のデジタル式防災行政無

線への更新に向けた協議をもう始めたところであります

詳細については総務課長からこの後答弁をさせたいと思いますけれども、財源については、議員からもありましたとおり、防衛省の再編交付金については、これは防衛省の方にも計画をしっかりとお伝えをして、認めていただければそれは可能だろうと思います。

ただいろんな施設をやるときに、この国の補助金交付金と防衛省の交付金を同時に併用するということはこれはもうできません。しかしながら、これと有利な地方財政措置のある有利な事業を、そういうものとの組み合わせ、それから起債との組み合わせはこれは可能でありますので、そういう有利な地方債と組合わせができるのであれば、交付税バックがあるそういう事業も絡めて交付金も組み立てをするとということは、これは地方財政の上でも一番重要なことだと思いますのでそこも含めてですね、今後新しいこのシステムの導入については検討しなければならんのだとうふうに、思います。

総務課長から詳しく説明させたいと思います。

○議長（塩釜俊朗議員） 総務課長。

○総務課長 それでは私の方から答弁をさせていただきます。

現在稼働中の防災行政無線システムにつきましては、平成25年度の運用開始から12年が経過をしておりまして、メーカーが推奨する設備の耐用年数を超過していることから、経年劣化による障害発生のリスクが高まっているという状況でございます。

さらに現行システムに使用されているメーカー製の無線装置の一部につきましては、修理用部品の保有期間が終了しておりますので、現状では同一方式による屋外拡声器の新設というものは困難な状況となっております。

こうした状況を踏まえまして、現在、屋外拡声器を含めた新方式のデジタル式防災行政無線への更新に向けて、関係機関と協議を進めているところでございます。

今後は、屋外拡声器が未整備になっている地域を含め、電波シミュレーションを実施をし、その結果をもとに優先順位を設定するなど、計画的な整備方針を策定していきたいというふうに考えております。

また、防衛省の再編交付金につきましては、住民の安心・安全に資する公共事業の活用に可能な制度でありますので、財源確保の観点からも極めて有効な選択肢であると認識をしておりますけれども、加えてその他にも地方財政措置のある有利な事業も存在をいたしますので、再編交付金をはじめとする各種補助制度の活用についても積極的に検討しながら、可能な限り早期に改善が図られるよう、引き続き取り組んでいきたいと考えております。

○議長（塩釜俊朗議員） 濱田一徳議員。

○9番（濱田一徳議員） 今検討と言うことでですね、大変ありがたい答弁だったと思います。ぜひ進めてもらってですね、何分財源を伴う問題ですので、一長一短にはいかないと思うんですよね。再編交付金以外にも有効な財源があればですね補助金かけこれあれば、それを活用していただいて、一刻も早くこの設備をしてもらいたいというふうにお願いしたいと思います。

次の質問に入らせていただきます。

2番目、集落の道路清掃などへの手助けということでですね、ちょっと題名自体が、私も自分で通告して、この手助けっていうのがよかったですのかなと、疑問に思ったところなんですけども、内容についてはですね、遠隔操作できる自走草払い機などを購入して、町道の草払いなどに町民への貸し出しはできないかということあります。

岡山県の総社市ではですね、遠隔操作できる草刈り機4台、自走式の草刈機6台を購入し、市が管理する道路等で草刈を行う際、本年5月から無償で貸し出しをすることにしたと、いうようなマスコミ報道がありました。

これ集落単位でですね、ふれあい活動時などに町道の草払いをしているんですけども、高齢化が年々進んで従事者が毎年少なくなっていました。そのうちにはこのような作業もできなくなるのではないかという懼れも出てきまして、住民の負担軽減を図る意味からも、このような事業はできないだろうかということで質問に持ってきた次第です。

一例ですけども、私の集落はですね、年3回、このふれあい活動で草払いをしております。昨年からはですね、100メートルにつき3,000円の助成を町長が値上げをしてくださったということで、これ非常にありがたいなと。私たちの公民館の運営費に使わせてもらっているんですけども、去年まではですね、私の集落は8名でやっておりました。ところが、もう70歳を過ぎたら、ほとんどがもうそういう作業を免除になるもんですから、今年からは6名でやっております。5月の作業のときにはですね、今年抜けた70歳を過ぎた2人の方にも協力をお願いして、出てきてもらってやろうということで自分たちが体力が続く間はやっていこうと。自分たちの町が自分たちで綺麗にせにやいかんよということでやってるんですけども。

来年、再来年になると、この6人というのが5人になります。その次の年は4人になります。そしてその次の次になると、もう3人1人となってですね、あと10年もしないうちにうちの集落は、草払いできないと、もう町の方にお返ししますという結果になるんじゃないかなあというような状況がありまして、これがですね、私なんかの集落だけではなくて、他の集落も全く同じ状況が続いている。草払いと

いうのはですね、非常に体力も使いますし、夏なんかは特にきついんですよね。そのような状況の中で、総社市の取組みを見たという地元の高齢者の方からですね、私に提案があつたんです。

ぜひこれ一般質問で出して、それで町長にもまた他の課長さん方にも言ってくれと。集落民だけが助かるんじゃなくて、今、まちづくり公社が公園なども清掃しておりますけども、ああいうのにも今まで10人かかつとったところを、あの機械1台あつたら1人2人いってやれば済むんだと、相当負担も軽くなるんだと。

またここにですね、自走式或いは遠隔操作というのを書いてありますけども、これに限らずですね、草払いなんかでちょっと有効なちょっとした機械でもあればですね、これを自分たちで買ってそれに使うというのは非常に皆さん抵抗もあるんですけども、町でそういうのが買ってまちづくり公社などで管理をしてもらって、そして公道などのこの清掃とかそういうのにですね、貸し出しができれば非常に住民の負担も軽くなるんじゃないかということでこの質問を挙げてみました。

非常にこれもまた、お金のかかることで厳しい財政的には厳しいのかなあと思うんですけども、先ほどから出ております再編交付金があれば、それがあるうちにこういうのが使えるんだったら、買ってもらって、そして、まちづくり公社で管理してもらって、それを必要なときに、住民の方にも貸し出しをしてもらったらどうだろうかという提案ですので、ぜひお願いをいたします。

○議長（塩釜俊朗議員） 町長。

○町長 濱田議員のご質問にお答えをいたします。

議員からご紹介のありました岡山県総社市につきましては、建設部局に地域応援課という、道路河川の維持などの地域課題を解決する部門があるようでありまして、その道路等の維持管理を担当しているとのことであります。向こうはこの河川がやっぱ大きいものがあって、河川敷が主なあれになってるんだというふうにちょっとお伺いをしましたけれども、令和6年度には、リモコン式草刈機を4台、ハンドルつき自走式草刈機を6台、合計800万円で購入をしているというふうなことです。令和7年5月から運用開始をして今年からですねしております、これらの機器は自主財源で購入をされたとのことであります。

また、総社市の場合は、地域が137の地区があるようでありまして、137の地区ごとに草刈等の責任者が決められ、配置をされているということらしいです。それぞれの地域で草刈作業などを行う方々に貸し出す仕組みが整備されたというふうなことで伺っております。

以前も芝刈り機だつていろいろまちづくり公社でそれも外部いろいろ以前はここまでの公社の作業が確立されておりませんでしたから、そういうものもありました

がやっぱり機材をあらゆるものをそろえるとそれの今度は管理の方を設定またそれをどう運営していくかということは、やっぱり一番大事なことだというふうに思います。

このように総社あたりでやってるようなそういう仕組みがしっかりとでき上がるということも重要なことだなあというふうに思いますけれども、そういう意味では、河川敷が主だということですが道路とかいろいろ使い勝手のいいものがあれば、そういうものは研究をする必要があろうかと思います。

それで、本町においては農地水のこの組織も非常にいろんなことやられておりますので、財源としてはその農地水そちらだけでいろいろするというのは大変でしょうから、そういう組織があるのであれば、そういうところで、また、いろんな仕組みづくりをやってそこに町が支援をするやり方もいろいろあるでしょうし、これから、これについてちょっと調査をしながら、いろんなご意見を賜ってみたいというふうに思います。

本町においても、先ほどありましたように道路のこのふれあい愛護活動というのがありますが、これ 100 メーター3,000 円上げましたけど私はもう以前からもうちょっとこれもっと上げて、やっぱり地域の財源の確保にも繋がる、そして地域の振興発展のためにも繋がるようなあれできんのかというのを言っておりますけれども、現状はそういうことであります、こういうものがあることによってそして、以前、地域で取り組むこの草払いを止められていたところがまた復活をしてやり始めたところもあるようになりますので、これらも合わせてどういう形をしっかりとやっていくかそしてやっぱり、向こう 4・5 年たちますと、やっぱり地域も議員言われるようになります。私どもの上中でさえも、大字都でさえも一番大きな集落ですが、私の近辺は一番小さな班であります、そこもどんどんどんどん人が減ってきている状況でありますから、そういうふうな感じになっていくんだろうなというふうに思っております、こういうことも含めて、やっぱりいろいろ考えなければならんのかなというふうに思います。

地域のこの道路環境の保全と、またボランティア活動を推進をして、報奨金の支援を行っておりますが、現在、令和6年度の実績では 24 団体が町道や農道 79 路線において、ご協力をいただいております。

そして、本町においても、この高齢者人手不足、こういうものがもう顕著になってまいりますので、これをですね、きっかけにある集落においては、地元の出身者というか、若い方々が地元に帰られて、そして一緒にそういう活動をして、そして夜は飲み方をして、そして若い人同士で「もう親ばかり置いとらんじえ、たいがいで帰ってこいよ」とかそういう話もあったりですね。いろいろそういうふうに活発

にやられるところもあるようあります。

そういうところや、いろんなところ、それ以上に大変なところもありますので、そこはご意見をしっかりとお聞きしたいというふうに思います。

また、茎永地区におきましては、県の管理河川がありますので、そこの草刈作業を毎年、年に何回かやっております。今回、この遠隔操作のラジコン機でもって6月14日に実演会を予定をしているというふうに伺っております。

これを茎永の方からちょっと伺ってるのは、今度実演をやって、2台ほど地域振興事業でこれを町長、どうかできないかなという話で、自分たちで管理をしてやる考えを持ってるんだと思いますが、いろんなことがやっぱりこうやって地域でも検討されていますので、そこはお聞きしながらやってみたいなというふうに思います。なんかそれはちょっと1台が180何万でした。その代わり45度まで刈ることが全部できるような、そういうものだったようですのでまたその実演会の状況もちょっとまた把握をしてみたいと思います。

このように各団体が、いろんな工夫をしながら現在取り組んでおりますけれども、そして、ご協力いただいている状況でありますから、今後、本町においてもいろんな自治体の事例等も参考にしながら、費用負担や管理方法、それらも含めてですね、どういうことを今後検討していかなければならないのかということについては、前向きに検討していきたいというふうに思います。

○議長（塩釜俊朗議員） 濱田一徳議員。

○9番（濱田一徳議員） この問題はですね、町長も言われるように、本当あと5、6年したときには、もう高齢化でなかなかこういう作業もできなくなるだろうと。いう前提のもとに、町民の方からですね、こういういいあれがあったよと。だからぜひ。町の方にもこれを言ってもらって、そして考えて、もらってくださいという住民から私に対する要望でした。それで取り上げたわけです。

3年ぐらい前ですかね前之浜海浜公園で実演がありました。無農薬農業の取り組みの1つとしての紹介だったんですけども、私も見に行ってですね、確かに前之浜の急斜面をですね刈るところも実際見てきました。非常に便利だなと。それで、これ建設課長とこの話をするときにちょっと笑い話で言ったんですけども、建設課長に「俺が建設課長だったら、これを断る理由としては、電柱の間がああいう機械は入らんよねと狭いよね」と、「ああいうところは、機械はもう今の草払い機しかなかとじゃないかと、利用方法あんまりなかったじゃないかなと。僕が建設課長の立場やったら、断る理由としてはそういうのをあげるよね」と言うて建設課長もちょっと苦笑いしながら答えてくれたんですけども。

用途はですねいろいろあります。これ西之を例をとるんですけども、西之の校区

の公民館の土手の草払いとかですね、或いは運動会前のグラウンドの整備とかいうのは各集落で割り当ててやっております。或いは門倉岬の祭りもありますけども、その時の駐車場の草払いなんかも、各集落で割り当てられてやっております。そういうところにもこういう機械が1台あれば使えるのかなと。道路だけじゃなくて、そういう公園とか、或いはちょっとしたロケット打ち上げのときの七色展望台のところの草払いとかですね、ああいうとこなんかも大分、1人2人でスムーズにできるんじゃないかなということで今後の参考として、この質問を挙げましたので、ぜひ検討方をしてください。よろしくお願ひいたします。

次の質問に入ります。

今回はもう淡白な質問で30分で終わらせるつもりだったんですけども、ちょっと時間が大分来ています。

令和2年の6月にですね、体験型観光の取り組みということで、農家の体験型観光を取り入れた施策をしたらどうだろうかということで、一般質問で出しました。

そのときの答弁がですね、移住定住促進実行委員会で募集を行い、島の魅力を知ってもらうという積極的な回答をいただいていたものですから、それが、コロナの時期を過ぎて現在、まず効果があったのかなかったのかどうなんだろうと。これで今後もう一度こういう取り組みをできないだろうかという趣旨でこれを出してみました。わかっている範囲で結構です。簡単で結構ですので、答弁お願ひします。

○議長（塩釜俊朗議員） 町長。

○町長 濱田議員のご質問にお答えをいたします。

農家の体験型観光につきましては、令和2年度に活動を開始した南種子町定住実行委員会において、移住体験ツアーアー実施の際に、農業体験をスケジュールに組み込み、行っていただいており、町としても支援を行っております。

令和2年度と令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で実施できませんでしたが、令和4年度以降は町内の農家等にも協力をいただき、毎年実施をされている状況にあります。結果としまして、移住体験ツアーアーへの参加をきっかけとして、移住に繋がっているケースもある状況であるようです。

また、農業を仕事として目指し取り組んでいる方もいると伺っております。

今後につきましても、町から支援を行い、一体的になって取り組む必要があろうかというふうに思います。

また、体験型観光を働き手不足解消の一助とするため、今後は、大学生等を対象としたインターンシップ制度を町として設け、それを農家等の協力も得ながら、メニューの1つとして「農業体験」を将来、組み込んでいくことができないかということも、今、話をしております。

これは、今度、追加で予算、ちょっとお願ひをするんですけれども、國學院大学の方からもちょっと話がありまして、ここは全国の大学の中で1校だけですけれども、まちづくり学科というのがある大学であります。1学年に、300名このまちづくり学科に大学生がいるんですけども、今一番上が4年生になったんですかね、開設されてそういう状況だというふうに伺って、これは相川さんが来られたときにこられた先生も國學院の助教ですので、この前、副学長ともお会いをしてきました。やっぱりいろんな地域が、1課題を解決するために、あらゆる大学とこういういろんなことを結びつきを持って、そしてまた、ここの若者がそこの大学にも行ったりそして地元の方が行かれて、そして、また帰ってそこで活躍するとか、いろんな仕組みもできあがっているようです。

ただこれも、しっかりとしたインターンシップ制度をその町が策定をして、その学生の方々にプレゼンをして、そして気に入っていたいときには、こっちに来れるそういう仕組みを作らないとなりませんので、ここが今回は今検討しているのは、宇宙のまちとしての私どもインターンシップを、ちょっと今こういう形で作り上げて、先般、紹介をしてきたところですけれども、これの裏付けとなる予算を、今回、お願ひをしたいなと思っております。

それで将来に、今、いろいろご提案ありますけれども、これ農業分野だとか、いろんな方々が、そこにまた、まちづくりに興味のある方々来ていただけるようそこで結びついていくと。ちょっとまた変わった動きも出てくるのではないか、というふうにちょっと期待をしているところですけれども、いろいろこれからもご意見をいただきながら、そしてやっぱり、日本全国、こういうまちづくりも非常にいい目を持った若い者、方々がおられるので、そういう方々にここに来ていただいて、そしてまた、個々の事業者さんや農家の皆さんとかと、そういうあれ接点ができるなどを、今後模索していければなというふうに思っているところであります。

○議長（塩釜俊朗議員） 濱田一徳議員。

○9番（濱田一徳議員） ありがとうございます。正直言いましてですね、私この質問を出すときに、全然実績が上がっていなかつたらどうしようと。令和2年にこれを出したんだけどもどうなんだろうなあと不安を持ちながら、一般質問、今日したところでした。

ですから、簡単でいいですよと言ったのはそういう意味でですね。しかし、今町長の答弁を聞きまして、非常に前向きにやってもらってるということでですね、とても感銘を受けております。

これからもひとつよろしくお願ひをいたしたいと思います。

以上で私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（塩釜俊朗議員） これで濱田一徳議員の質問を終わります。

日程第7 報告第1号 令和6年度南種子町繰越明許費繰越計算書

○議長（塩釜俊朗議員） 日程第1、報告第1号令和6年度南種子町繰越明許費繰越計算書を議題とします。当局の説明を求めます。総務課長。

○総務課長 それでは報告第1号令和6年度南種子町繰越明許費繰越計算書について御説明を申し上げます。

令和6年度の一般会計予算繰越明許費の繰越額が確定をしましたので御報告いたします。

2枚目をお開きください。

今回の繰越明許費は11件の事業についてでございまして、翌年度繰越額の総額は2億8,804万3,206円となっております。

財源内訳についてはお目通しをお願いいたします。

なお今回の報告する事業につきましては、令和6年度一般会計補正予算第7号、それから第9号、第11号の計3回の予算審議において議会に対し、説明をし、議決をいただいたものでありますので、詳細な説明については省略をさせていただきます。

以上で報告を終わります。

○議長（塩釜俊朗議員） 報告第1号は、地方自治法施行令第146条の第2項の規定により報告されることから質疑は省略し、報告のみといたします。

日程第8 報告第2号 令和6年度南種子町事故繰越し繰越計算書

○議長（塩釜俊朗議員） 日程第8、報告第2号令和6年度南種子町事故繰越し繰越計算書を議題とします。当局の説明を求めます。総務課長。

○総務課長 それでは報告第2号令和6年度南種子町事故繰越し繰越計算書について御説明を申し上げます。

令和6年度一般会計予算事故繰越しの繰越額が確定をいたしましたのでご報告いたします。

繰越計算書、2枚目をお開きください。

今回の事故繰越しは1件の事業についてであります。

種子島宇宙学校プロジェクト拠点施設整備事業について、資材等の価格高騰の影響による設計工程見直しに伴う資材等の入手難及び納入遅延によるものでござります。翌年度繰越額は4,544万2,000円となります。

財源の内訳につきましては、お目通しをお願いいたします。

以上で報告を終わります。

○議長（塩釜俊朗議員） 報告第2号は、地方自治法施行令第150条の第3項の規定により報告されることから質疑は省略し、報告のみといたします。

日程第9 報告第3号 令和6年度南種子町継続費繰越計算書

○議長（塩釜俊朗議員） 日程第9、報告第3号令和6年度南種子町継続費繰越計算書を議題とします。当局の説明を求めます。総務課長。

○総務課長 それでは報告第3号令和6年度南種子町継続費繰越計算書について御説明をいたします。

令和6年度一般会計予算継続費の繰越額が確定をいたしましたのでご報告いたします。

2枚目の繰越計算書をお願いいたします。

今回の継続費繰越は1件の事業についてでございます。

茎南小校舎建設事業について国の交付決定の遅れにより、年度内執行ができなかったことによるものでございます。翌年度の遅次繰越額は2億1,344万4,000円となります。

財源内訳については、お目通しをお願いいたします。

以上で報告を終わります。

○議長（塩釜俊朗議員） 報告第3号は、地方自治法施行令第145条の第2項の規定により報告されることから質疑は省略し、報告のみといたします。

日程第10 報告第4号 令和6年度南種子町水道事業会計予算繰越計算書

○議長（塩釜俊朗議員） 日程第10 報告第4号令和6年度南種子町水道事業会計予算繰越計算書を議題とします。当局の説明を求めます。建設課長。

○建設課長 報告第4号令和6年度南種子町水道事業会計予算繰越計算書について御説明申し上げます。

本案は、令和6年度南種子町水道事業会計予算繰越計算書の報告についてであります。

地方公営企業法第26条第1項に規定する、翌年度に繰り越して、使用するものと決定した経費について、同条第3項の規定により議会に報告するものであります。

2枚目をお開きください。

今回の繰り越しは款の1資本的支出、項の1建設改良費の2件であります。

それでは内容について事業ごとに説明いたします。

表中の一番上、令和6年度水道管路緊急改善事業6,433万8,000円は、国道の道

路占用許可取得に期間を要し、標準工期が確保できず、繰り越すものです。その下、令和6年度、県道茎永上中線配水管移設工事 850万円は、県事業の工期延長に伴い繰り越すものです。

以上で報告を終わります。

○議長（塩釜俊朗議員） 報告第4号は、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告されることから、質疑は省略し、報告のみといたします。

○議長（塩釜俊朗議員） ここで、14時30分まで休憩をいたします。

休憩 午後 2時23分

再開 午後 2時30分

○議長（塩釜俊朗議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第11 同意第2号 南種子町農業委員会委員の任命について

○議長（塩釜俊朗議員） 日程第11、同意第2号南種子町農業委員会委員の任命についてを議題とします。提出者の説明を求めます。町長。

○町長 それでは、同意第2号について御説明を申し上げます。

同意第2号は南種子町農業委員会委員の任命について同意を求めるものでございます。

住所は、南種子町平山2493番地、氏名は、原 雅喜、昭和34年2月18日生まれでございます。

本件は、欠員が生じたことにより新たに任命するため、原雅喜氏を適任者と認め同意を求めるものでございます。

御同意方よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（塩釜俊朗議員） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗議員） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗議員） 討論なしと認めます。

これから、同意第2号を採決します。この採決は無記名投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

[議場閉鎖]

○議長（塩釜俊朗議員） ただいまの出席議員数は議長を除いて8人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、1番、川内田行博議員、2番、野首次久教議員を指名します。

投票用紙を配ります。

[投票用紙配付]

○議長（塩釜俊朗議員） 念のため申し上げます。本件に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。

なお、投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第84条の規定によって同意しないものとみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗議員） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

[投票箱点検]

○議長（塩釜俊朗議員） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いします。

[事務局長点呼・議員投票]

1番	川内田行博議員	2番	野首次久教議員
3番	平畠強議員	4番	福島照男議員
6番	柳田博議員	7番	大崎照男議員
8番	上園和信議員	9番	濱田一徳議員

○議長（塩釜俊朗議員） 投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗議員） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。1番、川内田行博議員、2番、野首次久教議員、開票の立会いをお願いいたします。

[開票]

○議長（塩釜俊朗議員） 開票の結果を報告します。投票総数8票、有効投票8票、無効投票0票。有効投票のうち、賛成8票、反対0票。

以上のとおり賛成が多数です。したがって、同意第2号南種子町農業委員会委員の任命について同意を求める件は、同意することに決定しました。

議場の出入口を開きます。

[議場開鎖]

日程第12 請願陳情委員会付託

○議長（塩釜俊朗議員） 日程第12、本日までに受理した請願陳情はお手元に配りました請願陳情審査文書表のとおり、総務文教委員会に付託しましたので報告をいたします。

散 会

○議長（塩釜俊朗議員） 以上で、本日の議事日程は全部終了しました。
次の本会議は、6月20日午前10時開きます。
本日は、これで散会します。御苦労さまでした。

散 会 午後 2時39分

令和 7 年第 2 回南種子町議会定例会

第 2 日

令和 7 年 6 月 20 日

令和7年第2回南種子町議会定例会会議録

令和7年6月20日（金曜日） 午前10時開議

1. 議事日程（第2号）

- 日程第1 提案理由の説明
- 日程第2 議案第36号 報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第3 議案第37号 南種子町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第4 議案第38号 工事請負契約の締結について
- 日程第5 議案第38号 令和7年度南種子町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第6 委員長報告（総務文教委員会・陳情審査）
- 日程第7 発委第3号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善、義務教育費国庫負担制度の負担率の引上げをはかるための、2026年度政府予算に係る意見書の提出について
- 日程第8 発委第4号 カリキュラム・オーバーロードの改善を求める意見書の提出について
- 日程第9 閉会中の継続審査・調査の申し出
- 日程第10 議員派遣
- 閉会の宣告

2. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり

3. 出席議員（10名）

1番	川内田 行 博	議員	2番	野 首 久 教	議員
3番	平 嶋 強	議員	4番	福 島 照 男	議員
5番	名 越 多喜子	議員	6番	柳 田 博	議員
7番	大 崎 照 男	議員	8番	上 園 和 信	議員
9番	濱 田 一 徳	議員	10番	塩 釜 俊 朗	議員

4. 欠席議員（0名）

5. 出席事務局職員

局長 西村一広 書記 河野彰子

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	小園 裕康	副町長	小脇 隆則
教育長	菊永 俊郎	総務課長兼選挙管理委員会事務局長	木田 美幸
会計管理者兼会計課長	河野 和昭	企画課長	立石 勝行
くらし保健課長	外園 幸喜	福祉事務所長	鮫島 幸紀
税務課長	小川 浩輝	総合農政課長	山田 直樹
建設課長	河野 容規	保育園長	鮫島 幸紀
教育委員会管理課長兼給食センター所長	立石 拓也	教育委員会社会教育課長	濱田 伸一
農業委員会事務局長	才川 いずみ		

△ 開 会 午前10時00分

開 議

○議長（塩釜俊朗議員） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元の日程表のとおりであります。

質疑、質問については、議会会議規則及び議員申し合わせ事項を厳守してお願いをいたします。

日程第1 提案理由の説明

○議長（塩釜俊朗議員） 日程第1、町長提出の追加議案第36号から議案第39号について提案理由の説明を求めます。町長

○町長 それでは提案理由についてご説明を申し上げます。

今回、追加提案いたしました案件は、条例案件2件、事件案件1件、予算案件1件でございます。

それでは、条例案件から順次要約してご説明を申し上げます。

議案第36号は、報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございまして、国會議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正が行われたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

議案第37号は、南種子町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございまして、都市部におけるインバウンド需要の継続や、為替物価高騰の変動に伴い、都市部を中心に県外の宿泊料金の改定など高騰が続いているため、今後の動向を考慮いたしまして、現状に合った見直しが必要と判断をしましたので、所要の改正を行うものでございます。

次に、事件案件についてご説明を申し上げます。

議案第38号は、工事請負契約の締結についてでございまして、令和7年度中央公民館屋内運動場建設工事、建築本体運動場の契約についてでございます。

次に、予算案件についてご説明を申し上げます。

議案第39号は、令和7年度南種子町一般会計補正予算（第2号）でございまして、1億403万円を追加し、総額75億6,718万9,000円とするものでございます。

今回の主な補正内容は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業や、5月の梅雨前線豪雨により、被害を受けました農地農業用施設及び公共土木施設の災害復旧に要する費用が主なものでございます。

以上、議案の説明を終わりますが、各議案の詳細につきましては、議案審議の折に担当課長から説明申し上げますので、よろしくご審議方お願い申し上げます。

○議長（塩釜俊朗議員） これで提案理由の説明を終わります。

日程第2 議案第36号 報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（塩釜俊朗議員） 日程第2、議案第36号報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定を議題とします。

当局の説明を求めます。総務課長。

○総務課長 それでは、議案第36号についてご説明を申し上げます。

議案第36号は、報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございまして、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

今回の改正は、最近における物価の変動等を考慮し、選挙等の円滑な執行を図るため、国会議員の選挙等の執行について、国が負担する経費で地方公共団体に交付するものの基準を改定することを目的に、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正が行われたことに伴い改正をするものでございます。

それでは新旧対照表でご説明をいたします。

新旧対照表をご覧ください。

別表の報酬額について、投票管理者は1万2,800円を1万4,500円に、投票立会人は1万900円を1万2,400円に、期日前投票所の投票管理者は1万1,300円を1万2,800円に、期日前投票所の投票立会人は9,600円を1万900円に、選挙長及び開票管理者は1万800円を1万2,200円に、選挙立会人及び開票立会人は8,900円を1万100円に改めるものであります。

付則として、この条例は公布の日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。

ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（塩釜俊朗議員） これから質疑を行います。

質疑は全般にわたって行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗議員） 質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗議員） 討論なしと認めます。

○議長（塩釜俊朗議員） これから議案第36号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗議員） 異議なしと認めます。したがって、議案第36号報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定は、原案のとおり、可決されました。

日程第3 議案第37号 南種子町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（塩釜俊朗議員） 日程第3、議案第37号南種子町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定を議題とします。

当局の説明を求めます。総務課長。

○総務課長 それでは、議案第37号についてご説明いたします。

議案第37号は、南種子町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

令和5年9月の第3回定例会において宿泊料について改正し、施行しておりますが、都市部におけるインバウンド需要の継続や為替物価高騰の変動に伴い、宿泊料の高騰が続いているため、今後の動向を考慮しまして、現状に合った見直しが必要と判断をしましたので、今回、所要の改正を行うものでございます。

それでは新旧対照表でご説明をいたしますので3枚目をお開きください。

別表1の宿泊料について、甲乙地方ともに2,000円増額し、甲地方を1万6,800円、乙地方を1万5,300円とするものであります。備考欄については、甲地方の具体的な地域について明記をするものであります。

なお、この条例は令和7年7月1日から施行するものとしております。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（塩釜俊朗議員） これから質疑を行います。質疑は全般にわたって行います。

質疑はありませんか。9番、濱田一徳議員。

○9番（濱田一徳議員） 町長にお伺いします。

東京に出張に行かれて、この今改正したこの金額、これで十分だと思いますか、町長の考えを聞かせてください。

足りないんだったら足りないとはっきり言ってもらってください。

○議長（塩釜俊朗議員） 町長。

○町長　国においては、令和7年の4月1日から施行ということで国家公務員との旅費の改正を全面改正を行っております。

それに伴ったような形で、今県下いろんな自治体も今検討に入ってるんだと思いますが、一部西之表の方においては、国のこれに倣った上限を決めたですね、旅費の支給の改定を行ったんだと思います。

それで、この国これに基づいた改正を私どもは行って今回行っておりません。

これは、しばらくやっぱり様子を見るべきだということで、議員から今ご質問ありましたけれども、現在これまで私どもも早めに予約を取るようにして、この旅費の範囲で、泊まれるところがグランドワークとかいろんな共済の町村長あたりが泊まれるところがございます。

そういうところでも、今年に入ってから料金改定をして、1万5,000幾らに変えて一泊がされたりですね、そういう状態になってきております。

若干、まだそれを下がったところで、それでも改定をして1万3,000、4,000円のところだってそういう状況になってきておりますので、現在の今回のこの改定で、まず、そういうところ早めに予約をすれば、その範囲で現状としては泊まれるのではないかというふうに私ども判断をしております。

ただ、これまでずっと泊まっておった民間のホテルについては、もう今、早めであっても1万5,000、6,000円を超える状況がもうなんかずっと出てきているようありますし、例えば、浜松町とか新橋とかあの辺りでも、週末とか日によってはもう2万円を超える状況ですから、なかなか今回の改定でもそういうところには泊まれないだろうなというのが現実だと思います。

そういう意味で、国の方がやってるのは、東京で内閣総理大臣とかそういう大臣クラスだと思いますが、そこでは1泊が4万円を上限としております。

それで、それに基づいて指定管理職員等についてが1泊2万7,000円でありますけれども、現状として早めにそういうところを確保すれば、まだ十分可能でありますので、早々にこういうものを設定をして、こういう料金でそれで急遽もうそういう高いとこしかないような状況での対応をまだ今の段階ではするべきではないんじゃないかということで、部内で協議の結果、今回は、このような甲乙地方の2,000円ずつの改定をしたらどうかということで、しばらくはこれで県内のいろんな自治体の状況も今後注視していく必要があるだろうと、そういうふうな感想を持っております。はい。

○議長（塩釜俊朗議員）　9番、濱田一徳議員。

○9番（濱田一徳議員）　今回、おそらく遠慮されて2,000円ということにしたんじやないかと思うんですけども、私はやっぱり必要な分は必要で予算を組むべきだ

と考えてます。

去年一昨年だったですかね、東京に町長も一緒に出張しましたけども、朝食と夕飯抜きでどうにかこうにか、ぎりぎりの旅費であったと。

人によってはですね、朝飯も晩飯しも家によっても食うんだからそれは一緒やと言われるかもしれませんけども、ああいうところに行ってですね、果たして自分の家で、5,000、6,000円という晩飯を食べますか。食べないでしょう。

やはりそういうのもですね、少しばかり見ないと、職員が出張するのにあたって、ひもじい思いって言ったらあれでしょうけども。ぎりぎりの出張旅費で自分の自腹を切るような出張であったら、これはちょっととかん土氣にも影響するのかなと思っています。

ですから先ほどの答弁の中で、今後状況を見て改正ということをおっしゃいましたので、そこはですね、ぜひそのようにしてもらいたいと思います。

○議長（塩釜俊朗議員） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗議員） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗議員） 討論なしと認めます。

これから議案第37号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗議員） 異議なしと認めます。したがって、議案第37号南種子町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定は、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第38号 工事請負契約の締結について

○議長（塩釜俊朗議員） 日程第4、議案第38号工事請負契約の締結を議題とします。

当局の説明を求めます。社会教育課長。

○社会教育課長 それでは議案第38号についてご説明申し上げます。

議案第38号は、工事請負契約の締結についてであります、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的でございますが、令和7年度中央公民館屋内運動場建設工事建築本体運動場でございます。

契約の方法は、指名競争入札、契約の金額は3億470万円。

契約の相手方は、鹿児島県熊毛郡南種子町中之上 2183。株式会社グローバルシンク、代表取締役 小山倫明でございます。

お手元に参考資料といたしまして、仮契約書の写し、入札執行結果表及び工事の平面図を添付しておりますので、ご覧いただきたいと思います。

本工事の目的につきましては、老朽化した中央公民館屋内運動場を建て替え、更衣室、トイレを併設し、隣接した町有施設との一体的な利用を図り、町の各種イベントなどへの活用を図ることや、町民の健康増進が目的でございます。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（塩釜俊朗議員） これから質疑を行います。

質疑は全般にわたって行います。質疑はありませんか。

8番、上園和信議員。

○8番（上園和信議員） これ、どういう施設を作るのかですね。3億をかけて作る施設ですので、議会への説明もあってもよかったですんじやないかなと思うんです。何かこの平面図、見ても全然どういう施設が全く想像ができない状況です。私は。どういう施設かちょっと詳しく説明を求めます。

○議長（塩釜俊朗議員） 社会教育課長。

○社会教育課長 工事の概要についてでございますが、今回の令和7年度の中央公民館屋内運動場建設工事につきましては、図面もつけておりますけれども、運動場本体部分については鉄骨造りの平屋建てになります。運動場の部分が 998.40 平米と解体した屋内運動場の約 1.15 倍の大きさになります。

屋根は不燃膜材料を使用いたしまして、国土交通大臣が定める基準に適合した膜材を使用いたします。鹿児島駅の隣接地にあるかんまちあ施設のテントの生地をイメージしていただければというふうに思います。

形状については、従来の体育館の屋根の、かまぼこ型のような形状になります。

床については、透水性のアスファルトコンクリートの上に 13 ミリの人工芝を張る構造となってございます。

壁につきましては、4面吹き抜けとなっております。その外周の4面を防球ネット、4ミリの網の目になりますけれども、それで囲む形になります。

また、付属の建物としましては、図面の下側になりますけれども、木造の平屋建てになります。倉庫、男女別の更衣室、男女別のトイレ、多目的トイレ、水屋になります。面積が 107.43 平米となります。

付属の建物の部分については、別途発注を行っております。

なお、図面の上側が中央公民館、下の方が武道館側、右側がトンミー市場の配置となります。

また、建設する屋内運動場では添付図面でも確認ができますように、テニスコート1面、ゲートボールコート2面の広さがありまして、スポーツ可能な競技といたしましては、硬式テニス、ソフトテニス、ゲートボールが可能でございます。

その際ポストであったりとか、ゲートにつきましては差し込む形で対応し、その他の屋外のスポーツについても、雨天時などにも使用できるようしているところでございます。以上です。

○議長（塩釜俊朗議員） 8番、上園和信議員。

○8番（上園和信議員） そういうゲートボール場とかテニスなんかもできるんですかね。「かんまちあ」何とかちゅうけど、そこはどこに。まずそこに行ったこともないし、見たこともないし、何かこう写真とかそういうのもないもん。こういう建物だと、それをどの場所に作るんだと。

もっとそういう詳しい説明が欲しいんですよね。

○議長（塩釜俊朗議員） 社会教育課長。

○社会教育課長 先ほども申しましたけれども、鹿児島駅の隣接にあるところでございまして、拝見されてないということですので、イメージ的には通常のテントをイメージしていただいて、その大きいバージョンというふうに考えていいと思います。それで、屋根が今までの旧体育館のようなかまぼこ状の形の屋根になって、上にテント生地を張り、周りにはネットを張って床の方が人工芝で対応するというイメージでございます。

以上です。

○議長（塩釜俊朗議員） 上園和信議員

○8番（上園和信議員） 予算委員会でもちょっとお願いをしとったんですよ。その時は、まだ、設計書ができないでお示しができないと。

設計書ができた時点で議会の方にも説明してくださいと。この図を見ても何が何だか全く。作る段階になってから工事請負契約ですよね。全く説明もなく、3億。大きな金額ですが、これは予算は当初で確かに計上していると思うんですね。

それで、これ設計料とかそういうのはどうなってるのか。

○議長（塩釜俊朗議員） 社会教育課長。

○社会教育課長 設計につきましては、前年度の予算で繰り越しを行いまして、設計を行っており、おります。

ちょっとお手元に資料がなくてあれですけれども、約1,300万程度の設計額だったと認識しております。

以上です。

○議長（塩釜俊朗議員） ほかに質疑ありませんか。6番、柳田 博議員。

○6番（柳田 博議員） 議運を開いたわけですけども、議運の中でも非常に喧々諤々意見が出ました。というのが、予算委員会でも先ほども同僚議員が言いましたように、予算委員会でも青写真、それなりのものができたらお示しを願って説明をいただきたいというふうな説明があつたんです。

それから、また、1億をやっぱり超すような事業についてはですね、議会に前もって全員協議会でも結構ですので、説明をいただきたいというふうな私もそういうことで、これからもそういうような格好で、議長とも相談しながらお願いをしていくと。いうふうなことは話したんですけども、町長、このことについてちょっと答弁お願いします。

○議長（塩釜俊朗議員） 町長。

○町長 今回は、契約案件ということで、これ出てるんですけど、議員からお話がある通り、イメージとしてなかなかわからないんだろうなというふうに思いますので、私も、当初のイメージ図的なものは頭にあるんですが、この設計で最終的に設計ができ上がって、現在、これが図面上はこういうものっていうのは、大体広さとかこれはわかるんですけど、どういうふうに立ち上がって、上部がどういうというのは、やっぱりそういうでき上がりのそういう図面等があれば、イメージが湧きやすいんだろうなというふうにそれは私も思いますので、おそらくそれはあるんじゃないですかね。そこが私もよくわからないので、何でこのようなことかな。

ちょっとそういうふうなものがお示しができる状態であれば、ちょっとまた主管課の方にも確認をいたしますけれども、議会の方にも、それはそういう準備ができればできるんだろうなというふうに思いますけれども、何か今のところないというような合図が来ましたので、そこは私も今ここでは何とも申し上げられませんが、今後、そういうお示しができるような状況であれば、しっかりとそういうものは対応したいというふうに思います。

○議長（塩釜俊朗議員） 6番、柳田 博議員。

○6番（柳田 博議員） 苦肉の答弁をしておりますけども、やっぱり前もってですね、話が全員協議会でも通してでもですね、話があれば、もう少し本議会でこんな小さな、小さなちゅうか議論はしなくて済むんじゃないかなというふうに思いますので、今後、この体育館のみならずですね、やっぱり1億もう前後の事業については、やっぱり議会にも必ず説明していただければ、本議会もスムーズに予算としておつていくんじゃないかなと思いますので、これからもよろしくお願いします。

○議長（塩釜俊朗議員） ほかに質疑ありませんか。9番、濱田一徳議員。

○9番（濱田一徳議員） 2、3お尋ねいたします。

まず1点目がですね、これ以前、町長の方から物価高騰等で見直しは必要だと言

うことでお話を伺っていたんですけども、まず、そのときの最初の段階からどのようなところを見直したのか、というのが1点。この契約書請負仮契約書を見ますと、建築本体運動場となっておりますけども、例えば機械設備であるとか、電気関係、こういうのはこれに含まれてるとか含まれてないのか、含まれてないのであれば、あとどのぐらいの規模を考えているのか。これが、2点目です。

もう1点はですね、ここに体育館を作った場合に、ロケットまつり、ふるさとまつり、いろんなイベントで駐車場が足りなくなってくる恐れがあります。自衛隊の設備の工事が終わればですが、終わればそこも一部使えるだろうと思うんですけども、そこら辺のことをどのように考えているのかですね、この3点についてお尋ねいたします。

○議長（塩釜俊朗議員）　社会教育課長。

○社会教育課長　まず1点目の見直しの部分でございますけれども、前年度、相当高額な設計額になりまして、鉄骨の構造をまず、かんまちあのちょっと申し訳ないですけれども、大きい鉄骨を利用したんですけれども、それを最小限まで細くしたということと、構造上、通常の屋根ではなくて、風抜きを作るような形で設計をしてございましたので、それを基準風速等の関係で検討しながら、従来のテント生地でまたかまぼこ型の形状にしたところでございます。

あと、床の部分につきましても、いろんなスポーツに特化したような人工芝ではなくて、イベント等でも活用しますので、いろんな施設、イベントに対応できるような人工芝に変更して単価を下げていって、現在の設計額まで持ってきた経緯がございます。

あと、別の発注につきましてでございますけれども、この工事発注につきましては、今回、工事関係に関する入札を工事関係が4件、管理業務が1件発注してございます。

建築本体につきましては議決案件でございましたので今説明したとおりですけれども、建築の付属部分、先ほどの図面の下の部分になるんですけども、木造平屋の倉庫、多目的トイレ、更衣室などは別に発注してございます。

あと電気工事についても、県内の電気工事を推薦委員会にかけまして、選定して発注しております。

機械設備につきましても、主に水道管工事になりましたので、管工事として入札をすでにもう行っているところでございます。

工事関係が4件、施工管理が1件ということで、うち1件が今回議決案件となってございましたので、計上したところでございます。

あと、駐車場の件でございますけれども、基本的にこの屋内運動場につきまして

は、建て替え工事ということでしたので、駐車場のことはちょっと検討はしてございませんが、従来どおり隣接の駐車場、トレーニングセンター前であったりとか福祉センター、屋内運動場の下の駐車場を利用しながら、活用していくべきではないかというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（塩釜俊朗議員） ほかに質疑ありませんか。4番、福島照男議員。

○4番（福島照男議員） 今の説明でいくと建物だけがこの3億ですが、他はできてないということですので、これ総工費で幾らになるのか。のまず答弁を1つ求めます。あとその完成時期ですね、完成予定時期とその運用について、使用料が発生するのか有料にするのか無料にするのかですね。あと、壁は4ミリの網目ということですので、この強い季節風のときにですね、使用できるのかできないのか。その点、答弁をお願いします。

○議長（塩釜俊朗議員） 社会教育課長。

○社会教育課長 まず総工費についてですけれども、総事業費につきましては、4億29万5,000円でございます。

次に、完成時期につきましては、添付資料にも契約書を添付してございますけれども、工期を令和8年の3月31日、というふうに定めてございます。

天候やその他の事情がない限りは、年度内の完成で取り組むこととしております。

あと運用につきましては、現在の中央公民館につきましては南種子町立公民館の設置管理等に関する条例で使用料が定められております。

今回の建て替え工事にあわせまして、隣接の市町村や類似施設、そういったものも調査研究を行いながら、屋内運動場の開設に合わせて、料金改定等の条例改正を行うこととしてございます。

風が強いときにという使用できるかということですけれども、設計上、基準風速の設計条件で46メーターというふうに設定をしてございます。

建設する屋内運動場は、外壁を持ってない構造となってございますので、風を溜め込まない構造でもあり、四方に風が抜ける構造となっておりますので、ある程度はスポーツはできることとも考えております。

スポーツによってはできるものできないものもあるかと思いますけれども、台風時、のような強い風がない限りは、できるだけ活用していこうという考え方でございます。

以上です。

○議長（塩釜俊朗議員） ほかに質疑ありませんか。4番、福島照男議員。

○4番（福島照男議員） 今、総工費が4億29万円と説明があったんですが、ここでは3億円です。当初予算も確かに3億ぐらいで組んでたと思うんですが、この残りの

1億は、財源はどこから持ってくる予定ですか。

答弁お願いします。

○議長（塩釜俊朗議員）　社会教育課長。

○社会教育課長　工事費につきましては、予算上3億9,617万4,000円、あと施工管理業務といたしまして412万1,000円として4億29万5,000円の予算ということになります。

当初予算の契約が行っておりますので、工事関係の契約がその他あと3件ございますので、すべて合わせますと3億8,885万円の今の契約の内容となってございます。

あと施工管理の方が396万円で、現在のトータルの契約の合計額が3億9,281万円という状況でございます。残りの部分は執行残と予算残ということでご理解いただければと思います。

○議長（塩釜俊朗議員）　ほかに質疑ありませんか。

（「休憩を求める」と呼ぶ者あり）

今、休憩を求める動議が出ましたが、休憩をしてよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは暫時休憩をいたします。

午前 10時 35分

午前 10時 58分

○議長（塩釜俊朗議員）　休憩を閉じて再開をいたします。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員）　質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。9番、濱田一徳議員。

まず議案に反対ですか。

○9番（濱田一徳議員）　反対の立場から討論をさせてもらいます。

○議長（塩釜俊朗議員）　まず、原案に反対の発言を許します。9番、濱田一徳議員。

〔濱田一徳議員登壇〕

○9番（濱田一徳議員）　私は、この体育館の屋内運動場、この建設については、原則賛成です。作るべきだと考えております。

しかし、本日のこの議案については採決には反対をいたします。

その理由といたしまして、本件は、以前、町長が先ほども説明がありましたとお

り、物価高騰ということで計画を見直したと、ということで今回上がってきた議案ですけども、前回の説明から昨日までの間には十分時間もありました。その中でぎりぎりで設計ができたと言われますけども、我々の手元に届いたのが確か3日前です。その3日前に届いたのが、ただ1枚だけ。請負契約の仮契約についてという文書が1枚だけです。これを皆さん方は、町民からどんな体育館ができるのよと聞かれたときに説明ができますか。私は説明できません。

今、この場で説明も十分聞きましたけども、まだまだ議論する議論といいますか、もうちょっと説明を詳しく聞いて、我々が町民の代表として自信を持って町民にこういう体育館ですよというのを説明できる、それがないと、この3億4億という、私なんかにとっては雲を掴むような金額ですけども、これをこの議会のたったこの短い時間で、はい賛成反対というのはどうかなと。

議会は、行政の監視機能というのがあります。

これで果たして監視機能ができるのかと。ただ2、3日前に上がってきたこの議案を、はい賛成反対でいいのかと。皆さん方住民に説明できるんだったら賛成してもらっても結構です。私個人としてはできることなら、一旦この議案を取り下げてもらって、本日、昼からにでももう一度説明をいただいて、その上で、採決をとつてもらったらありがたいかなと考えております。

あくまでも私は基本的にはですね、この屋内運動場の建設、これについては賛成です。作るべきものだと考えております。

以上です。

○議長（塩釜俊朗議員） 次に原案に賛成の発言を許します。

賛成討論ですか。反対討論ですか。

○8番（上園和信議員） 賛成討論。

○議長（塩釜俊朗議員） はい。

[上園和信議員登壇]

○8番（上園和信議員） ただいま事務局の方からですね、十分な説明もいただきました。当初は、反対という立場でしたが、自衛隊の交付金との関連もありますので、ここで賛成と、それでこれを取り下げるつちゅうこともできないと思いますので、もし取り下したとしてもですね、今日の昼からの審議はもうできないという状況ですので、賛成をするということを討論したいと思います。

議員各位のご賛同方よろしくお願ひいたします。

○議長（塩釜俊朗議員） ほかに討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗議員） 討論を終わります。

これから議案第38号採決します。この採決は起立によって行います。
議案第38号は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[「賛成者起立」]

○議長（塩釜俊朗議員） 起立多数です。

したがって、議案第38号工事請負契約の締結は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第39号 令和7年度南種子町一般会計補正予算（第2号）

○議長（塩釜俊朗議員） 日程第5、議案第39号令和7年度南種子町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

当局の説明を求めます。総務課長。

○総務課長 議案第39号、令和7年度南種子町一般会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

予算書に基づいて説明をいたしますので、表紙をお開きください。

今回の補正は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業や、5月の梅雨前線豪雨により被害を受けました農地農業用施設及び公共土木施設の災害復旧に要する費用が主なもので、予算の総額に歳入歳出それぞれ1億403万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ75億6,718万9,000円とするものでございます。

第1表の歳入歳出予算補正については省略をさせていただきます。

3枚目の裏面をお開きください。

第2表の地方債補正につきましては、追加1件、変更1件で、災害復旧事業債については、農地農業用施設及び公共土木施設の災害復旧事業について、財源調整を行い追加するもので、限度額を2,360万円とするものであります。

次に、緊急自然災害防止対策事業債につきましては、今回補正に計上の事業について財源調整を行い、限度額を変更するものでございます。

起債の方法、利率、償還の方法につきましてはお目通しをお願いいたします。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書により説明をいたします。

歳出予算から主なものについて説明をしますが、人件費につきましては省略させていただきます。

それでは5ページをお開きください。

総務管理費につきましては、インターンシップ事業補助が主なもので561万6,000円を増額するものであります。

次に、同ページから6ページ、町税費については定額減税不足額給付金事業によるもので、2,148万9,000円を増額するものであります。

次に7ページ、社会福祉費については、介護サービス事業所物価高騰対策支援補

助金が主なもので、691万5,000円を増額するものであります。

次に、9ページから10ページ、商工費につきましては、種子島宇宙芸術祭事業委託の減額組み替えが主なもので、2,625万3,000円を減額するものであります。

次に、同ページ、道路橋梁費につきましては、道路維持補修工事が主なもので、230万2,000円を増額するものであります。

次に、12ページ、保健体育費につきましては、給食センター調理室の天井補修修繕が主なもので、308万5,000円を増額するものであります。

次に、同ページから13ページ、災害復旧費については、農地農業施設及び公共土木施設における復旧費用について、それぞれ増額をするものであります。

以上が歳出になります。

次に、歳入を説明いたしますので、3ページをお開きください。

まず、地方交付税については、今回補正の不足額を補うため、普通交付税1,604万円を増額するものであります。

次に、国庫支出金、県支出金については、災害復旧費用に伴う負担金補助金が主なもので、それぞれ増額をするものであります。

次に4ページ、基金繰入金につきましては、今回補正における各事業について、各目的基金から調整を図るもので517万7,000円を増額するものであります。

繰越金につきましては、前年度繰越金376万1,000円を増額するものであります。

最後に町債につきましては、今回補正における各事業の財源調整に伴い2,590万円を増額するものであります。

以上説明を終わりますが、説明不足或いは詳細につきましては、この後の審議においてそれぞれの担当課長より説明を申し上げますので、ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（塩釜俊朗議員） これから質疑を行います。質疑は全般にわたって行います。

質疑はありませんか。4番、福島照男議員。

○4番（福島照男議員） 5ページのですね、総務費、インターナンシップ事業補助金についてお尋ねをします。

事務局の方からね、簡単に概要説明を受けたんですが、これライブ配信もされてますので非常にいい事業だなと思ってまして、詳細を担当課長より答弁、説明をお願いいたします。

○議長（塩釜俊朗議員） 町長。

○町長 詳細については担当課長から説明させますが、一般質問の中でも同僚議員からいろんな質問がございまして、その中でも少し申し上げましたけれども、今回の國學院大學の方のまちづくり学部というのがあるということを私申し上げました。

そこで、1学年300人ほどいるんですけれども、そこの教授と話をし、副学長とも先般、東京に行ったときにお会いをさせていただいて、我が町にそのまちづくりに興味を持っている学生さんが、全国、岐阜やあちこちでいろいろもう協定を結んでやってるところもあるんですが、うちの町にもそういう若者の目を向けていただいて、そして、また、いろんな分野でということでそういうお話をしてきたところでした。けれども、そこで、全国各地からやっぱりインターンシップ制度を設けて、その学生さんが、やっぱりそこに出向いて、いろいろやってるところがもう実際にあります。

そこに私どもも、ぜひ、参画をしたいということで、今回つい先日、そのプレゼンにも行きました。今回、予算を通しさせていただいて、ご議論いただいて通りましたら、早速、うちの町としての受入れを若干名、今回、始めたいということあります。

今後は、いろんな事業者さんや農業分野であったり、いろんなところまで巻き込んだ形でのこの大学1つに限らず、そういうインターンシップ制度でもって若者がこっちに来て経験をして、というそういう方向に進められればなというような概要ではそういうふうな内容であります。

ちょっと詳しい部分については担当課長から説明させたいと思います。

○議長（塩釜俊朗議員） 企画課長。

○企画課長 ただいま町長の方から、概要について説明あったところですが、このインターンシップ事業につきましては、これから町の役場、そしてそれと先ほど町長からありましたように、各事業所において、大学生等をインターンシップとして受入れることで、今後、関係人口の増加であるとか、本町の活性化につなげていくために実施を計画しているものであります。

インターンシップに際しましては、別途補助制度を設けまして交通費に対しては4分の3で、宿泊に対しては1万円を上限として、助成等を行うことにより、学生が参加しやすい体制を作りながら、本町での就業体験等を行っていただき、興味を持っていただけて可能であれば本町に就職等つなげていけるようにということで計画をしている事業であります。

以上になります。

○議長（塩釜俊朗議員） 4番、福島照男議員。

○4番（福島照男議員） 非常にいい取り組みだなと思ってですね、伺っております。

県内でこういう事業をほかにやってる市町村があるのかを1点お聞きしたいのと、あとですね、この「SPECE TOWN 南種子」の情報発信には、最高の事業かなと思ってますので、マスコミ等への大々的な取り扱いで、宣伝していただくのもいいのか

なと思つたりしてゐるんですが、そこら辺の取り組みについても2点お伺いいたします。

○議長（塩釜俊朗議員） 企画課長。

○企画課長 まず県内の取り組みについてですが、市町村までは記憶が定かじゃないんですが、県内でも取り組みを行つてあると認識しております。

今後のマスコミ等への対応報道関係ですが、今回、先ほど町長からありましたように、最初の受け入れとして國學院大學からの受け入れも計画しているところですので、そこも踏まえながら、全体的に周知、今後については事業所等にもいろいろ周知を図つていつて進めていけたらと考えております。

○議長（塩釜俊朗議員） 4番、福島照男議員。

○4番（福島照男議員） 了解です。

○議長（塩釜俊朗議員） ほかに質疑ありませんか。6番、柳田博議員。

○6番（柳田博議員） 12ページをご覧いただきたいと思います。

支出の部で、災害復旧費、農地農業施設災害復旧工事が2,800万ということで、組まれております。

もうここの雨、最近、集中的に降つてですね、ぱたっと止んでいい天気になつたりということで、非常に災害が田畠の災害が発生する、何か要因が非常に多いんですけども、この今、県の災害費用をもらって復興するのと、それから町単でやるのと、件数どれぐらい上がつたのか課長にお伺いしたいなと思います。

○議長（塩釜俊朗議員） 建設課長。

○建設課長 お答えいたします。

まず、節の14になりますけど、工事請負費は農地農業用施設の補助事業として、補助災害復旧の実施を行う予定であります。

件数につきましては、農地、畠になりますが、上中が4件、島間が2件で計6件を予定しているところであります。

あとこの災害に該当しない場所につきましては、重機借り上げ等で、対応を今検討をしておりますが、10件程度予定をしているところとあります。

以上です。

○議長（塩釜俊朗議員） ほかに質疑ありませんか。8番、上園和信議員。

○8番（上園和信議員） 3点質問ができますので、質疑をいたします。

まず9ページ。商工費のロケット祭り振興会に235万円増額をしておりますが、この増額した理由ですね、それをお聞かせください。

○議長（塩釜俊朗議員） 企画課長。

○企画課長 ロケット祭り振興会への増額の件ですが、こちらについては、今年度も花

火の方を1万5,000発打ち上げを計画をしておる関係での増額になります。

今回のロケット祭りについては「SPACE TOWN 南種子宣言」記念ということで題して行う関係もあり、このような計上をさせていただいたところであります。

○議長（塩釜俊朗議員） 8番、上園和信議員。

○8番（上園和信議員） 同じ商工費で、委託料、宇宙芸術祭事業委託が6,500万円減額をされて、組み替えという説明でしたが、負担金で3,250万円、計上されていますが、この減額した理由ですね。と組み替えた理由。教えてください。

○議長（塩釜俊朗議員） 企画課長。

○企画課長 組み替えと減額の理由ということですが、芸術祭については当初予算においては文化庁の補助事業を活用して実施をする予定でしたが、4月に入つてその補助事業自体が不採択、ということでなつてきている状況にあります。

その関係もありまして、当初は補助事業自体を町の方で申請をしておりましたので、委託料ということで計上をしていましたが、補助事業が不採択ということで、事業規模を縮小して組み替えを行い、負担金として芸術祭の実行委員会の方に3,250万円を負担金として支出して事業を執行していただくように計画しているところであります。

以上です。

○議長（塩釜俊朗議員） 8番、上園和信議員。

○8番（上園和信議員） 次ですが、それでその事業はどういう事業を実施するのかですね。あと町長にお尋ねですがこの予算編成の基本方針ですね町長の。についてお尋ねしたいと思うんですけど。

先ほどもう工事請負契約費。総事業費で4億円、こういう事業にはもう惜しげもなく、予算に計上してくるわけですが、住民要求で、陸上グラウンド隣接された建物の撤去と整備ですね、これはなかなか予算にも上がってこないと。

そういうことで、町長はどういう方針でこの予算を計上するのかですね、お尋ねをしたいと思います。

○議長（塩釜俊朗議員） 町長。

○町長 私は、今、陸上競技場の本部のあれもありましたけれども、住民の要求があるものについては、今の話を初めて聞きましたので、そういうものがあれば、部内でしっかりと協議をさせていただいて、やるべきことはしっかりとやるというのが私の方針であります。

今後もそこら辺については、しっかりと主管課の方から、どういう状況かというのを把握をしてみたいというふうに思います。

今、陸上競技場の方でも、私どもの方にきているのは、アンツーカー一分外周のところがもう盛り上がったりいろんなことは今言われておりまして、ここについてどういう事業を入れたらそれが可能なのか。そして今現在は、再編交付金を毎年二億五、六千万ですけれども、それを使いながら今年まではそれですっともう計画はずっと立っているわけですけれども、今後のこの組み立てをここも含めて、そしてまた、起債でやれるもの、そしてスポーツ振興基金を取り入れてやれるもの、そういうものでしっかりと振り分けて、財源を確保してやるというのが、これはもう基本だというふうに思っております。

そこで、先ほどの案件についても4億とかでしたけれども、これもいいものをつければ、資材はまだまだかなり額が高額になりますし、やっぱり、今の時代でこの資材高騰がかなりの物価高騰が影響しておりますので、今やっぱり必要なものはどこまでなのか、そこも十分に議論をしながら、予算の範囲をしっかりと定めて、そこでできるものを組み立てるということは重要なことだというふうに思います。

今後も、この先ほどの宇宙芸術祭でしたけれども、これは補助を入れてやる予定でしたが不採択になりました。

それで、芸術祭を実行委員会を組み立てて、この実行委員会のあり方についても現在、昨日も来て説明を受けて、今後のあり方については観光協会の南種子支部も含めてどうあるべきかということを、今、協議をしております。

そして今回はここに見えておりませんが、町が申請をした段階で不採択でありましたので、これを町ではなくてこの組織、宇宙芸術祭という事務局でもって、別の補助事業があるということありますので、現在、それを申請をしているところであります。

ですから、芸術祭の事務局で申請をしておりますので、私どもの町の予算にはこの補助金の申請部分については出ておりません。それが取れるのであればそれを有効に活用して、そこに、今回不採択になった部分の補助グラムここは縮小をして一応やっていただいて、それで、いろいろまた国の方にもお願いをしておりますけども、国の別の事業が採択になればそれと併せて、事業組み立てができるのではないかということで、基本は、そういうことで農業分野においても、いろんな分野において住民の望む、そして住民のやっぱり生活、そしてまたこの現状をしっかりと守るということが基本でありますので、そういう要望にはまだしっかりと対応できていないところもあるかと思いますけども、しっかりと対応するように努力をして参りたいというふうに思います。

○議長（塩釜俊朗議員） 企画課長。

○企画課長 芸術祭の事業内容ということですが、これまでも行っておりますが、主に

はライトフェスティバルということで、昨年も宇宙センター等を活用して実施されているところであります。

そちらについても継続的に、今年度も計画をされているようであります。

また、夏にはサマーキャンプということで島外からも子供たちを集めて実施をしていますので、そのような事業が主なものになっていきます。

以上です。

○議長（塩釜俊朗議員） ほかに質疑ありませんか。9番、濱田一徳議員。

○9番（濱田一徳議員） 2点お尋ねします。

1点目は、商工費の関係ですけども、ロケット祭りで3,485万円という金額が出てますけども、これはもうロケット祭り全体のロケット祭りにかかる費用がこんだけということで理解してよろしいのか、噂では大物歌手が来るという（金額が違うという声あり）ちょっと金額間違えました。

噂では大物歌手が来るという話も聞いてますけども、そういうのも全部ひっくるめてこの額なのかですね、そこをちょっと教えてください。

○議長（塩釜俊朗議員） 町長。

○町長 今回は、このロケット祭り振興会の追加部分は、先ほど課長からもありましたとおり、今年もこの宇宙の町としての記念祭、初めてでありますので、そういうことで花火を継続、今まで1万5,000発上げようということで、その部分が当初で組まれてなかったので、前回は、クラウドファンディングもやったり、いろいろした部分もあったんですけども、その部分を今回追加でやっているということであります。

そして、天童さんにつきましては、岡山の総社のときに、赤米フェスタがありまして、相川さんからもお話をあって、快くこの赤米のフェスタにも天童さんの方から来ていただきました。

そして、対馬との3者でのこのフェスタでありますて、非常にありがたいことで、それでやっぱりトンミー大使になったことを非常に喜んでおりまして、このロケット祭りの話がちらっとそこで出たんですけども、その後お話をいたしましたところ、自分の抱えてる生のバンドをも一緒に連れてですね、スタッフでこっちに来たいというそういうお話をありましたので、通常ですともっとお金が大分かかるんだろうと思いますが、それを現在、地域振興事業で2分の1はそれが活用できないかということで、それも申請をさせていただいているところでありますて、今回、これが決定をしたということでありますて、トンミー大使であったので、そんなに何千萬もかかるような、そういうことではありませんでしたから、非常にありがたいことだと思いまして、今回はそういう記念のイベントにふさわしいトンミー大使が来て

いただけるということになったということあります。

○議長（塩釜俊朗議員） 9番、濱田一徳議員。

○9番（濱田一徳議員） 非常にありがたいことあります。楽しみに、ロケット祭りを楽しみにします。

もう1点の質問がですね、災害復旧費で重機借り上げがございますけども、昨年、再編交付金を使いまして、町でも重機をショベルカー等を購入しておりますけども、やはりこれ、この購入したこれでは間に合わないということで理解してよろしいんでしょうか。

○議長（塩釜俊朗議員） 建設課長。

○建設課長 災害復旧費の重機借り上げ等につきましては、公共災害補助事業関係が使えない、該当しない箇所の復旧ということになります。

まちづくり公社へ依頼する部分と、公社の方が対応できない部分につきましては、重機借り上げで対応している状況であります。

○議長（塩釜俊朗議員） ほかに質疑ありませんか。町長。

○町長 補足をさせていただきますが、樹木が倒れたり、それから公社で対応できるところについては、公社で即行って対応もしております。

しかし、郡原でも1件あったんですけど、大木が倒れて、とてもそこで対応できるような、また、木をそういう簡単なチェーンソーでできるようなものでもなかつたり、いろんなケースが出て参ります。そういうときには、しっかり外注をして、お願いをしたり重機も大きいもの借り上げたりそういうことをすることができます。

先般は、平山におりる道路が、国有林野の方から滑り落ちて、全面通行止めになっておりました。

しかし、同志会の方で、3社ほど協力いただいて、早急にそこを取っていただいてですね、そして、今、片側通行になってるんですが、昨日、屋久島の営林署からも参りまして、いろいろ手続きがごちゃごちゃ、いろいろ言われる部分が多かつたので、これはちょっと国の方にも申し上げて、慌てて営林署も来たんですけども、もっと同じ、国も県も町も一緒ですけれども、そこら辺をスピードーに、もっといい関係の中でお話し合いをしながらできるもんなのかということで話をさせていただいて、そこについては、しっかりと今後は、協力をしてやるということでしたので、災害にも該当できないので、上にはまだ土砂が溜まってるところがあって、それに勝手に触れないとかどうとかも非常にややこしいようなあれがありましたので、そういうことも要請をしましたので、できることと、できない部分としっかりとこれ区分けをしながら、やっていくことになっておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（塩釜俊朗議員） ほかに質疑ありませんか。4番、福島照男議員。

○4番（福島照男議員） 9ページ、道の駅基本計画策定業務委託ということで、この補助から委託料で町主導で進めますよということで、いよいよ道の駅構想が前に進みつつあるなと思っております。

そこで、これ要請事項ですが、基本計画がある程度固まつたらですね、またこれ議会にもこういう内容でやりますと、本予算をつける前にですね、ぜひ1回これ説明会をしていただきたいなと思っていてですので、答弁よろしくお願ひします。

○議長（塩釜俊朗議員） 町長。

○町長 これは、これまでの基本構想や、そしてまた今基本計画策定でやっておりますが、いろんな意見を持ってこられておりまして、いろいろ話をしてますが大幅にいろいろやるというのも非常に今そういう総合調整をしておりますので、ある程度の方向性がまとまってですね、そういう計画が上がってきたときには、しっかりとご説明をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（塩釜俊朗議員） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗議員） 質疑を終わります。これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗議員） 討論なしと認めます。

これから議案第39号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗議員） 異議なしと認めます。したがって、議案第39号令和7年度南種子町一般会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

日程第6 委員長報告（総務文教委員会・陳情審査）

○議長（塩釜俊朗議員） 日程第6、委員長報告の件を議題とします。

総務文教委員会に付託しておりました陳情につきましては、お手元に審査結果報告書を配付しておりますが、審査の経過と結果について、総務文教委員会委員長の報告を求めます。総務文教委員会、野首次教委員長。

[野首次教総務文教委員長登壇]

○総務文教委員長（野首次教議員） 総務文教委員会委員長報告陳情審査。総務文教委員会委員長 野首次教。

令和7年第2回定例会において、総務文教委員会に付託された陳情第5号、豊か

な学びの実現、教職員定数改善、義務教育費国庫負担制度の負担率の引き上げを図るための 2026 年度政府予算に係る意見書採択の陳情についてと、陳情第 6 号カリキュラムオーバーロードの改善を求める意見書採択の陳情について審査の経過と結果について報告いたします。

当委員会は令和 7 年 6 月 13 日金曜日 9 時より研修センター 2 階会議室において全員出席のもと、付託を受けた陳情第 5 号及び第 6 号の審査方法等について協議を行い、内容的に本定例会に報告することが望ましいと判断し、提出者からの趣旨説明及び町執行部の説明を受けることとしました。

令和 7 年 6 月 16 日月曜日 9 時より、議会本会議場において、提出者を大郷由佳氏の代理で、福ヶ迫健一氏に出席頂き、陳情書の趣旨説明を求めました。

陳情書の要点は、陳情第 5 号では、学校現場では、貧困・いじめ・不登校・教職員の長時間労働や未配置など解決すべき課題が山積みしており、子どもたちの豊かな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。

ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善、義務教育費国庫負担制度の負担率の引き上げが不可欠です。

教育の機会均衡等を水準の維持向上をはかるとともに、すべての子どもにゆたかな学びの保障や学校における働き方改革を進めるためにも、教職員定数の改善、義務教育費国庫負担制度における教職員の給与における国の負担割合の引き上げをお願いするとの趣旨であり、4 項目について要望する内容でした。

陳情第 6 号については、今、学校現場では、小・中・高を合わせると 41 万人を超える不登校の子供の数（23 年度）が文科省調査で明らかになっています。また、貧困・いじめ・教職員の未配置など解決すべき課題が山積みしており、長時間労働の実態も改善されず、子どもたちのゆたかな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。

学習指導要領の改定は、子どもたちのゆたかな学びの保障や教職員の「働き方改革」に大きく関わります。「カリキュラムオーバーロード」の状態を改善することが喫緊の課題であり、このため、次期学習指導要領の内容を精選し、標準授業時数の削減を強くお願いするとの趣旨であり、1 項目について要望する内容でした。

提出者への質疑は特になかったが、「意見書は国どの機関省庁に提出を希望するか」との問い合わせに、「文部科学省、総務省、財務省・衆議院、参議院に提出をお願いします」との回答だった。陳情第 5 号 6 号について、それぞれ意見交換を行い、説明を終了した。

また、令和7年6月16日月曜日13時10分より、議会本会議場において教育長及び管理課長に出席頂き、陳情第5号及び第6号について執行部の説明を受けた。

陳情第5号及び第6号については、「方向性としてはどちらも同じ方向を向いているのではないかというふうに考えているところである。」との認識であった。

教育長及び管理課長への質疑は特になく、陳情第5号6号について、それぞれ意見交換を行い、説明を終了した。

陳情者及び執行部からの説明後、陳情第5号第6号について、どちらも討論なく起立採決を行った。

まず、陳情第5号について、起立採決を行った。

起立採決の結果、全員一致で当委員会に付託された陳情第5号は、「採択すべきもの」と決定した。

次に、陳情第6号について、起立採決を行った。

起立採決の結果、全員一致で当委員会に付託された陳情第6号は、「採択すべきもの」と決定した。

陳情第5号及び第6号について、本会議において採択された場合、意見書の発委を予定しておりますので、議員各位のご賛同をお願いいたします。

以上で、総務文教委員会に付託されていた陳情第5号、「ゆたかな学びの実現・教職員定数改善、義務教育費国庫負担制度の負担率の引き上げをはかるための、2026年度政府予算に係る意見書採択の陳情について」と、陳情第6号、「カリキュラムオーバーロード」の改善を求める意見書採択の陳情についての、審査の経過と結果について、委員長の報告といたします。

○議長（塩釜俊朗議員） これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑は一括して行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） 質疑を終わります。

これから討論採決を行います。討論採決は陳情ごとに行います。

まず、陳情第5号、ゆたかな学びの実現、教職員定数改善、義務教育費国庫負担制度の負担率の引き上げを図るための2026年度政府予算に関わる意見書採択の陳情についての討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） 討論なしと認めます。

これから陳情第5号を採決します。本件に対する委員長の報告は採択です。

委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗議員） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第5号、ゆたかな学びの実現、教職員定数改善、義務教育費国庫負担制度の負担率の引き上げを図るための2026年度政府予算に関する意見書採択の陳情については、委員長の報告の通り採択することに決定しました。

○議長（塩釜俊朗議員） 次に、陳情第6号カリキュラムオーバーロードの改善を求める意見書採択の陳情についての討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗議員） 討論なしと認めます。

これから陳情第6号を採決します。本件に対する委員長の報告は採択です。

委員報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗議員） 異議なしと認めます。

したって、陳情第6号カリキュラムオーバーロードの改善を求める意見書採択の陳情については、委員長の報告のとおり、採択することに決定しました。

日程第7 発委第3号 ゆたかな学びの実現、教職員定数改善、義務教育費国庫負担制度の負担率の引き上げを図るための2026年度政府予算に関する意見書の提出について

○議長（塩釜俊朗議員） 日程第7、発委第3号、豊かな学びの実現、教職員定数改善、義務教育費国庫負担制度の負担率の引き上げを図るための2026年度政府予算に関する意見書の提出についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。総務文教委員会野首次教委員長。

[野首次教総務文教委員長登壇]

○総務文教委員長（野首次教議員） 発委第3号について提案をいたします。

発委第3号は、豊かな学びの実現、教職員の定数改善、義務教育費国庫負担制度の負担率の引き上げを図るための2026年度政府予算に係る意見書の提出であり、別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出するものであります。

別紙意見書は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣あてに提出するものです。

提出者は南種子町議会総務文教委員会です。学校現場では、貧困いじめ、不登校、教職員の長時間労働や未配置など、解決すべき課題が山積みしており、子供たちのゆたかな学びを保障するための教材研究や事業準備の時間を十分に確保することが

困難な状況になっています。

ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配教員の増員や少数職種の配置増など、教職員定数改善、義務教育費国庫負担制度の負担率の引き上げが不可欠です。

しかし、2025年3月31日に成立した2025年度予算では、小学校における教科担任制が第4学年まで拡大されましたが、鹿児島県における配置数は100人にも届かず、教員の配置増を求める学校現場の声を反映したものとはなっていません。

さらに少数職種の加配等を含め、様々な教育課題への対応として、文科省が求めている配置数も減じられたままです。

一方で、義務教育費国庫負担制度による教職員の給与費の負担割合は県3分の2とされたままであり、県財政を圧迫し続けています。さらに、教員採用試験の受験倍率の低下や離職者、病気休職者の増加等によって、学校現場は慢性的な人員不足状態にあります。

教育の機会均等と水準の維持向上を図るとともに、すべての子供にゆたかな学びの保障や学校における働き方改革を進めるためにも、教職員定数の改善、義務教育費国庫負担制度における教職員の給与における国の負担割合を引き上げることが必要との趣旨です。

国会及び政府におかれましては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるよう、強く要望するものであります。

よって、南種子町町議会は、2026年度政府予算編成において、別紙4項目が実施実現されるよう、この意見書を提出するものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものであります。

議員各位のご賛同方よろしくお願ひいたします。

○議長（塩釜俊朗議員） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） 討論なしと認めます。これから発委第3号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩釜俊朗議員） 異議なしと認めます。したがって、発委第3号ゆたかな学びの実現、教職員定数改善、義務教育費国庫負担制度の負担率の引き上げを図るため

の 2026 年度、政府予算に関わる意見書の提出については原案のとおり可決されました。

日程第 8 発委第 4 号 カリキュラムオーバーロードの改善を求める意見書の提出について

○議長（塩釜俊朗議員）　日程第 8、発委第 4 号、カリキュラムオーバーロードの改善を求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。総務文教委員会野首次教委員長。

〔野首次教総務文教委員長登壇〕

○総務文教委員長（野首次教議員）　発委第 4 号について提案をいたします。

発委第 4 号は、「カリキュラムオーバーロード」の改善を求める意見書の提出であり、別紙のとおり、会議規則第 14 条第 2 項の規定により提出するものであります。

別紙意見書は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣宛てに提出するものです。

提出者は、南種子町議会総務文教委員会です。

今、学校現場では、小・中・高を合わせると 41 万人を超える不登校の子供の数（23 年度）が文科省調査で明らかになっています。とりわけ小中学校では 11 年連続で増加し、過去最多となっています。また、貧困・いじめ・教職員の未配置など解決すべき課題が山積みしており、長時間労働の実態も改善されず、子どもたちのゆたかな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。

学習指導要領の改定は、子どもたちのゆたかな学びの保障や、教職員の「働き方改革」に大きくかかわります。

「カリキュラムオーバーロード」の状態を改善することが喫緊の課題であり、このため、次期学習指導要領の内容を精選し、標準授業時数を削減することが強く求められるとの趣旨です。

国会及び政府におかれましては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるよう、強く要望するものであります。

よって、南種子町議会は、次期学習指導要領の改訂には別紙事項が実現されるよう、この意見書を提出するものです。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出するものであります。

議員各位のご賛同方よろしくお願ひいたします。

○議長（塩釜俊朗議員）　これから質疑を行います。

質疑はありませんか。8番、上園和信議員。

○8番（上園和信議員） 質問ではありません。字句の挿入をしてください。

これは国の機関に提出する文書でありますので、上からですね、9行目。真ん中辺に「課題あり」となってますので、「課題で」を挿入するということで修正をお願いいたします。

○議長（塩釜俊朗議員） 野首次教委員長。

○総務文教委員長（野首次教議員） はい。了解です。「課題あり」となっているところに、「で」を入れて「課題であり」というふうに文言を修正します。

○議長（塩釜俊朗議員） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗議員） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗議員） 討論なしと認めます。これから発委第4号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗議員） 異議なしと認めます。発委第4号カリキュラムオーバーロードの改善を求める意見書の提出については原案のとおり可決されました。

日程第9 閉会中の継続審査・調査申し出

○議長（塩釜俊朗議員） 日程第9、閉会中の継続審査・調査の申し出の件を議題とします。

委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申出のとおり、閉会中の継続審査・調査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗議員） 異議なしと認めます。したがって、申出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに決定しました。

日程第10 議員派遣

○議長（塩釜俊朗議員） 日程第10、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。お手元に配りました議員派遣のとおり、派遣したいと思います。御議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（塩釜俊朗議員） 異議なしと認めます。したがって。議員派遣の件は、派遣することに決定しました。

閉 会

○議長（塩釜俊朗議員） 以上で本日の議事日程は全部終了しました。
会議を閉じます。令和7年第2回南種子町議会定例会を閉会します。
ご苦労さまでした。

閉 会 午前11時52分

地方自治法第123条第2項によりここに署名する。

南種子町議会議長 塩釜俊朗

南種子町議会議員 柳田博

南種子町議会議員 大崎照男